

平成 26 年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次

I 調査経過	5
II 調査結果A	6
1. 定員	6
2. 現在員	6
3. 事業所設置年	7
4. 利用率	8
5. 年間総開所日数と1日あたりの開所時間	9
6. 職員の数と構成	10
7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	12
8. 夜間職員の勤務状況	13
9. 施設・事業所の建物の状況	15
10. 主な加算・減算の状況	16
11. 虐待防止への対応	17
12. 職員の資格取得・処遇の状況	18
III 調査結果B	20
1. 定員と現在員	20
2. 年齢別施設利用者数	21
3. 施設・事業在籍年数	24
4. 身体障害の状況	25
5. 精神障害の状況	27
6. 「てんかん」の状況	28
7. 認知症の状況	28
8. 支援度	29
9. 医療的ケアの実施状況	32
10. 障害支援区分等の状況	34
11. 療育手帳程度別在所者数	34
12. 複数事業利用者の状況	35
13. 日中活動利用者の生活の場の状況	36
14. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	36
15. 入退所の状況	37
16. 就職の状況	43
17. 介護保険サービスへの移行状況	47
18. 死亡の状況	52
調査票A	54
調査票B	57

I 調査経過

今年度も協会会員事業所の悉皆調査として、児から者までの4,249事業所に調査票を発送し、【調査票A】は2,898か所（回収率68.2%）、【調査票B】は2,937か所（回収率69.1%）の事業所から回答を頂くことができた。

平成26年度の調査は、事業毎の運営状況【調査票A】とその利用者像をより掌握【調査票B】しやすくするために調査様式の改善を図ってから2年目、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）への移行が完了してから3年目にあたり、知的障害福祉現場における経年変化や動向・傾向を掴むための悉皆調査として重要な意味を持つ調査だったと考えている。特に今年度から、【調査票B】に社会保障審議会障害者部会で論議された65歳問題の基礎資料を得るために、介護保険サービスへの移行・併給状況の設問を加えており大変興味深い集計結果と考察を得ることができた。本調査が我が国のよりよい障害福祉施策の一助となるため、引き続き会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 大垣勲男

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率 (%)
障害児入所施設	243	165	67.9
児童発達支援センター	171	116	67.8
日中活動事業所	2,241	1,477	65.9
障害者支援施設	1,594	1,140	71.5
計	4,249	2,898	68.2

* 日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

* 障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業利用単位B】

施設・事業種別		施設数	提出数	回収率 (%)	
児童福祉法及び障害者総合支援法	児 童	障害児入所施設	243	166	68.3
		児童発達支援センター	171	117	68.4
	単 独 型	療 養 介 護	3	0	0
		生 活 介 護	1,911	1,398	73.2
		自 立 訓 練	39	23	59.0
		就 労 移 行 支 援	19	15	78.9
		就 労 継 続 支 援 A 型	26	15	57.7
		就 労 継 続 支 援 B 型	336	239	71.1
	多機能型事業所		1,501	964	64.2
	計		4,249	2,937	69.1
(うち施設入所支援)		1,594	1,152	72.3	
事業数		4,249	2,937	69.1	
多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,134	720	63.5	
	自 立 訓 練	324	179	55.2	
	就 労 移 行 支 援	667	401	60.1	
	就 労 継 続 支 援 A 型	87	42	48.3	
	就 労 継 続 支 援 B 型	1,280	816	63.8	

* 障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

* 自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。

* 財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果 A

1. 定員

表1は、定員規模別事業所数を示したものである。

事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は464か所（16.0%）、30～49人の事業所は1,184か所（40.9%）、50～99人の事業所は1,115か所（38.5%）、100～199人の事業所は126か所（4.3%）であった。19人以下の事業所、150人以上の事業所は概して少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の階層の構成比が54か所（32.7%）と最も高く、児童発達支援センターでも、30～39人の階層の構成比が59か所（50.9%）と最も高かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の階層の構成比が24～27%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の階層の構成比が469か所（41.1%）と最も高く、次いで50～59人の構成比が283か所（24.8%）であった。障害者支援施設（夜間）では、50～59人の階層の構成比が357か所（31.3%）と最も高く、次に60～99人の階層の構成比が311か所（27.3%）と高かった。

表1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は%）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	3 1.8	11 6.7	16 9.7	54 32.7	31 18.8	25 15.2	19 11.5	5 3.0		1 0.6	165 100
児童発達支援センター	3 2.6	5 4.3	7 6.0	59 50.9	21 18.1	13 11.2	7 6.0	1 0.9			116 100
日中活動事業所	2 0.1	14 0.9	393 26.6	359 24.3	405 27.4	129 8.7	170 11.5	4 0.3	1 0.1		1,477 100
障害者支援施設（日中）			10 0.9	73 6.4	182 16.0	283 24.8	469 41.1	97 8.5	18 1.6	8 0.7	1,140 100
障害者支援施設（夜間）		2 0.2	7 0.6	143 12.5	241 21.1	357 31.3	311 27.3	60 5.3	11 1.0	8 0.7	1,140 100
事業所数（※1）	8 0.3	30 1.0	426 14.7	545 18.8	639 22.0	450 15.5	665 22.9	107 3.7	19 0.7	9 0.3	2,898 100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

2. 現在員

表2は、現員規模別事業所数を示したものである。

現在員の階層別構成比については、当然のことではあるが、定員のそれと類似の傾向があった。すなわち、障害児入所施設、児童発達支援センターは30～39人の構成比が最も高く、日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の構成比が20～23%と高かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の構成比が35.4%と最も高く、次いで50～59人の構成比が

25.2%と高かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の階層の構成比がいずれも24～25%と高かった。

表2 現員規模別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	14	18	35	42	22	9	7	1		1	16	165
	8.5	10.9	21.2	25.5	13.3	5.5	4.2	0.6		0.6	9.7	100
児童発達支援センター	2	5	13	35	16	13	14	2		1	15	116
	1.7	4.3	11.2	30.2	13.8	11.2	12.1	1.7		0.9	12.9	100
日中活動事業所	14	122	305	342	314	145	163	6	1		65	1,477
	0.9	8.3	20.6	23.2	21.3	9.8	11.0	0.4	0.1		4.4	100
障害者支援施設（日中）	1	5	22	107	197	287	404	78	15	7	17	1,140
	0.1	0.4	1.9	9.4	17.3	25.2	35.4	6.8	1.3	0.6	1.5	100
障害者支援施設（夜間）	1	6	35	175	280	290	277	43	8	7	18	1,140
	0.1	0.5	3.1	15.4	24.6	25.4	24.3	3.8	0.7	0.6	1.6	100
事業所数	31	150	375	526	549	454	588	87	16	9	113	2,898
	1.1	5.2	12.9	18.2	18.9	15.7	20.3	3.0	0.6	0.3	3.9	100

3. 事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

回答のあった事業所数は、障害児入所施設は165か所、児童発達支援センターは116か所である。他方、日中活動事業所1,477か所、障害者支援施設1,140か所と1,000か所を超えている。

障害児入所施設は、1961年～1970年に80か所（48.5%）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に38か所（23.0%）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に48か所（41.4%）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、1991年～2000年、2001年～2010年に13～16か所（11～14%）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に597か所（40.4%）設置され、次いで、1991年～2000年に356か所（24.1%）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に285か所（25.0%）、1981年～1990年に312か所（27.4%）、1991年～2000年に302か所（26.5%）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（78.2%）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に78.9%が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	11	38	80	17	3	9	6	1	165
	6.7	23.0	48.5	10.3	1.8	5.5	3.6	0.6	100
児童発達支援センター		9	15	48	7	13	16	8	116
		7.8	12.9	41.4	6.0	11.2	13.8	6.9	100
日中活動事業所		3	15	93	233	356	597	180	1,477
		0.2	1.0	6.3	15.8	24.1	40.4	12.2	100
障害者支援施設	6	14	100	285	312	302	113	8	1,140
	0.5	1.2	8.8	25.0	27.4	26.5	9.9	0.7	100
計	17	64	210	443	555	680	732	197	2,898
	0.6	2.2	7.2	15.3	19.2	23.5	25.3	6.8	100

4. 利用率

表4は、平成26年7月から9月にかけての3か月間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率は90%以上の事業所が多かった。

事業所別の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が28.5%であった一方、利用率50%未満が13.3%と他の事業所と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、70～80%未満、80～90%未満、90～100%未満が16～17%と比較的多かった。日中活動事業所では、80～90%未満、90～100%未満の事業所が25%前後と多かった。また、利用率100%超の事業所も16.8%と他の事業所と比べると高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満が51.7%と5割を超えていた。利用率100%超の事業所も15.5%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が65.6%と高く、利用率80%未満の事業所は4.5%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が48.5%、児童発達支援センターが51.7%、日中活動事業所が41.6%、障害者支援施設（日中）が21.8%、障害者支援施設（夜間）が14.3%であった。

表4 利用率（平成26年7～9月までの3か月間）

（事業所数・下段は%）

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	22	7	10	17	24	36	8	3	38	165
	13.3	4.2	6.1	10.3	14.5	21.8	4.8	1.8	23.0	100
児童発達支援センター	6	4	11	20	19	19		18	19	116
	5.2	3.4	9.5	17.2	16.4	16.4		16	16.4	100
日中活動事業所	38	24	64	133	355	385	11	248	219	1,477
	2.6	1.6	4.3	9.0	24.0	26.1	0.7	16.8	14.8	100
障害者支援施設（日中）	23	5	18	57	146	589	44	177	81	1,140
	2.0	0.4	1.6	5.0	12.8	51.7	3.9	15.5	7.1	100
障害者支援施設（夜間）	16	1	8	26	112	748	52	97	80	1,140
	1.4	0.1	0.7	2.3	9.8	65.6	4.6	8.5	7.0	100
事業所数	89	40	103	227	544	1,029	63	446	357	2,898
	3.1	1.4	3.6	7.8	18.8	35.5	2.2	15.4	12.3	100

5. 年間総開所日数と1日あたりの開所時間

表5は、平成26年度の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が51.1%と、約半数を占め、226～250日開所している事業所が30.1%であった。226日～275日開所している事業者が全体の8割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が52.6%と最も多く、次いで、251～275日が19.0%であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が53.6%と最も多く、次いで、226～250日が28.4%であった。

表6は、平成26年度の1日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間6～7時間が44.9%と多く、次いで、5～6時間が28.4%であった。4時間未満、8時間以上開所している事業所はそれぞれ3%に満たなかった。

児童発達支援センターでは、4～5時間が39.7%と多く、次いで、5～6時間が19.8%であった。日中活動事業所では、6～7時間が48.2%と最も多く、次いで、5～6時間が29.1%であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が1日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

表5 平成26年度の総開所日数

(事業所数・下段は%)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	4	14	61	22	12		1	2	116
	3.4	12.1	52.6	19.0	10.3		0.9	1.7	100
日中活動事業所	17	10	419	792	78	45	52	64	1,477
	1.2	0.7	28.4	53.6	5.3	3.0	3.5	4.3	100
計	21	24	480	814	90	45	53	66	1,593
	1.3	1.5	30.1	51.1	5.6	2.8	3.3	4.1	100

表6 平成26年度の1日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は%)

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター		23	46	23	4	12	4	1		3	116
		19.8	39.7	19.8	3.4	10.3	3.4	0.9		2.6	100
日中活動事業所	3	14	80	430	712	143	22	4	15	54	1,477
	0.2	0.9	5.4	29.1	48.2	9.7	1.5	0.3	1.0	3.7	100
計	3	37	126	453	716	155	26	5	15	57	1,593
	0.2	2.3	7.9	28.4	44.9	9.7	1.6	0.3	0.9	3.6	100

6. 職員の数と構成

表7-1は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員は、保育士が常勤専従では33.6%、非常勤では25.4%であった。生活支援員・児童指導員においては常勤専従では49.1%、非常勤では58.8%であった。その他、看護師が常勤専従・非常勤とも11~12%であった。

表7-1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計	
			常勤兼務の換算数	非常勤兼務の換算数		
①施設長・管理者	96	69	31.2	1	0.4	166
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	166	22	20.5			188
③保育士	939	86	82.8	92	52.4	1,117
④生活支援員・児童指導員	1,375	199	155.6	213	102.5	1,787
⑤職業指導員・就労支援員	58	5	4.5	9	5.5	72
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	340	84	15.6	41	20.0	465
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	86	34	16.1	7	1.2	127
直接支援職員小計	2,798	408	275	362	182	3,567
⑧医師	23	14	2.6	202	19.3	239
⑨管理栄養士	33	16	7.9	4	0.1	53
⑩栄養士	51	27	12.1	7	5.7	85
⑪調理員	221	88	38.4	139	71.5	448
⑫送迎運転手	9	7	2.9	12	7.6	28
⑬事務員	235	83	31.3	39	22.3	357
⑭その他職種	293	27	13.1	167	80.2	487
合計	3,925	761	434.6	933	388.7	5,619

表7-2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員についてみると、保育士は常勤専従(63.4%)、非常勤(66.3%)と、障害児入所施設よりも多くなっている。他方、生活支援員は、常勤専従が27.1%、非常勤が12.7%で障害児入所施設よりも明らかに少ない。看護師についても、常勤専従、非常勤ともに障害児入所施設に比べると少なくなっている。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	非常勤		計	
			常勤兼務の換算数	非常勤兼務の換算数		
①施設長・管理者	77	37	17.5		114	
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	105	23	14.9	2	1.2	130
③保育士	784	40	29.4	335	181.2	1,159
④生活支援員・児童指導員	335	21	17.9	64	42.5	420
⑤職業指導員・就労支援員	1					1
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	23	10	4.2	34	18.2	67
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	93	38	9.5	72	12.4	203
直接支援職員小計	1,236	109	61	505	254	1,850
⑧医師	2	8	2.3	78	12.4	88
⑨管理栄養士	21	11	3.0	8	3.7	40
⑩栄養士	30	6	1.7	9	5.2	45
⑪調理員	55	24	11.9	95	52.4	174
⑫送迎運転手	34	10	1.4	67	30.1	111
⑬事務員	81	20	12.6	26	15.8	127
⑭その他職種	45	7	3.2	47	22.5	99
合計	1,686	255	129.5	837	397.6	2,778

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員については、生活支援員が常勤専従70.8%、非常勤66.5%と多かった。職業指導員・就労支援員が常勤専従25.5%、非常勤20.0%であった。保育士は全体的にみて1%以下であった。非常勤の看護師が10.8%と比較的多かった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の 換算数	非常勤	非常勤兼務の 換算数	計
①施設長・管理者	702	761	379.2	16	12.2	1,479
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,131	445	279.1	18	13.7	1,594
③保育士	95	23	7.2	36	24.3	154
④生活支援員・児童指導員	7,109	1,527	1,334.4	4,319	2,666.6	12,955
⑤職業指導員・就労支援員	2,564	357	343.8	1,297	769.5	4,218
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	201	201	85.7	700	217.3	1,102
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	77	31	13.5	138	29.2	246
直接支援職員小計	10,046	2,139	1,785	6,490	3,707	18,675
⑧医師	1	17	3.3	516	45.0	534
⑨管理栄養士	34	62	21.8	24	8.9	120
⑩栄養士	103	87	31.0	64	29.0	254
⑪調理員	209	143	58.3	662	312.5	1,014
⑫送迎運転手	43	36	15.9	700	269.0	779
⑬事務員	673	318	164.4	260	167.7	1,251
⑭その他職種	174	51	30.2	343	144.0	568
合計	13,116	4,059	2,767.8	9,093	4,708.9	26,268

表7-4は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員は、生活支援員が最も多く、常勤専従、非常勤ともに90%前後であった。看護師は常勤専従では4.7%、非常勤では5.6%で、⑦のその他の職種の割合は非常に少なかった。

表7-4 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務の 換算数	非常勤	非常勤兼務の 換算数	計
①施設長・管理者	96	69	31.2	1	0.4	166
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,470	431	319.3	17	14.3	1,918
③保育士	209	96	73.6	71	37.5	376
④生活支援員・児童指導員	24,002	4,240	3,930.6	5,951	3,817.5	34,193
⑤職業指導員・就労支援員	514	101	67.9	181	104.2	796
⑥看護師(准看護師を含む)・保健師	1,214	298	255.8	376	177.7	1,888
⑦その他(OT(作業療法士), ST(言語聴覚士), PT(理学療法士), 心理担当職員等)	80	49	36.2	147	42.4	276
直接支援職員小計	26,019	4,784	4,364	6,726	4,179	37,529
⑧医師	28	19	6.5	864	83.4	911
⑨管理栄養士	380	77	62.6	15	10.4	472
⑩栄養士	554	135	103.6	39	25.4	728
⑪調理員	1,759	287	273.4	828	492.7	2,874
⑫送迎運転手	40	25	12.8	134	49.4	199
⑬事務員	1,992	498	354.7	306	198.6	2,796
⑭その他職種	304	63	55.0	711	338.4	1,078
合計	32,642	6,388	5,583.2	9,641	5,392.3	48,671

7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員・非正規職員の割合を性別にみると、正規は男性が72.0%に対して、女性は56.0%と少なく、男女合計では正規62.6%、非正規37.4%となっていた。また、年代別の傾向を見ると、男性では20代から50代まで70~80%以上が正規職員に対し、女性は20代の77.8%をピークに30代で6割強、40代50代では50%強にまで正規職員の割合は落ちている。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

男女ともに勤務年数が短いほど正規職員の割合は下がり非正規職員の割合が上がっており、その傾向は女性に顕著である。全体では3年以内に雇われた職員の約半数が、女性では5年以内に雇われた職員の約半数が非正規職員となっており、障害福祉現場職員の非正規化が顕著に進んでいるといえる。

表8 年齢と性別

(人)

		20歳未満	20代	30代	40代	50代	65歳未満	65歳以上	計
男性	正規	83	5,561	7,108	5,584	4,669	953	463	24,421
	(%)	56.8	78.2	85.7	83.2	76.0	32.2	18.0	72.0
	非正規	63	1,548	1,183	1,127	1,473	2,008	2,109	9,511
	(%)	43.2	21.8	14.3	16.8	24.0	67.8	82.0	28.0
女性	正規	124	7,504	5,852	6,070	6,017	873	223	26,663
	(%)	60.2	77.8	62.9	52.0	53.2	23.8	12.2	56.0
	非正規	82	2,139	3,445	5,596	5,303	2,790	1,610	20,965
	(%)	39.8	22.2	37.1	48.0	46.8	76.2	87.8	44.0
計	正規	207	13,065	12,960	11,654	10,686	1,826	686	51,084
	(%)	58.8	78.0	73.7	63.4	61.2	27.6	15.6	62.6
	非正規	145	3,687	4,628	6,723	6,776	4,798	3,719	30,476
	(%)	41.2	22.0	26.3	36.6	38.8	72.4	84.4	37.4

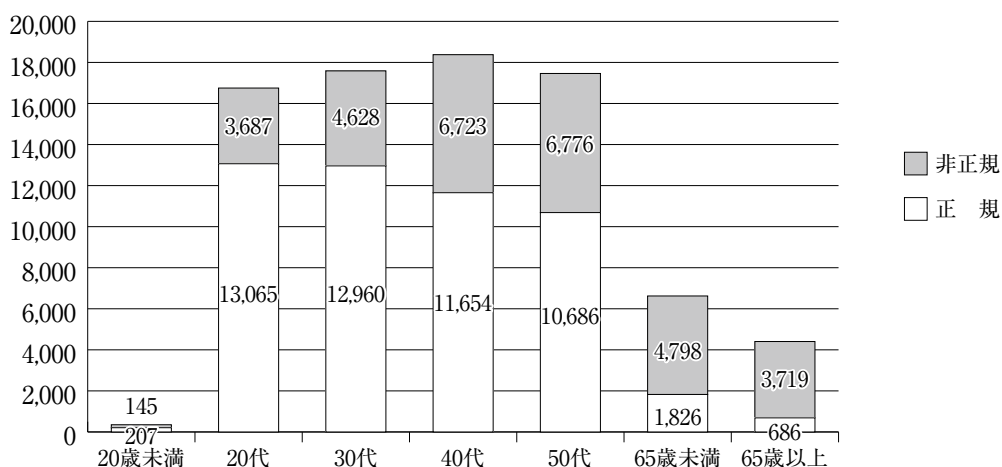
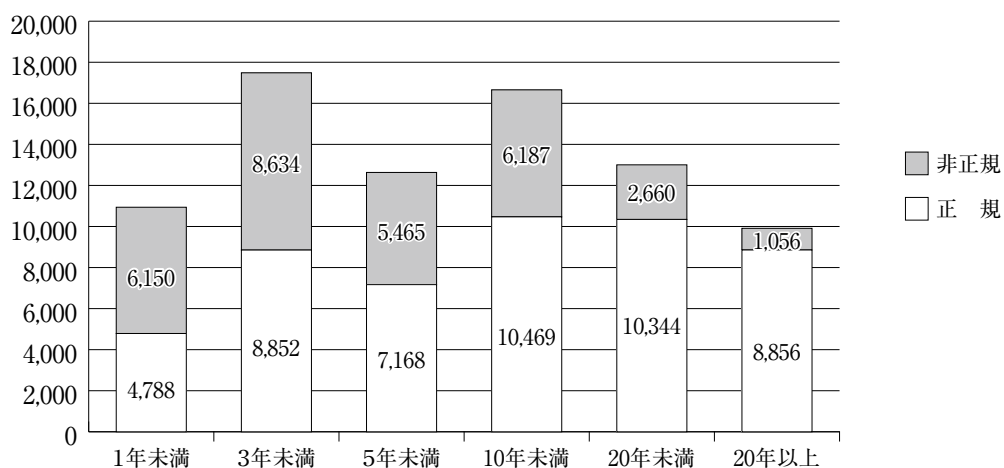


表9 同一法人内での勤務年数

(人)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,022	4,021	3,397	4,854	5,186	4,664	24,144
	(%)	49.6	58.3	66.0	74.9	88.6	91.0	71.9
	非正規	2,054	2,878	1,751	1,629	665	461	9,438
	(%)	50.4	41.7	34.0	25.1	11.4	9.0	28.1
女性	正規	2,766	4,831	3,771	5,615	5,158	4,192	26,333
	(%)	40.3	45.6	50.4	55.2	72.1	87.6	56.0
	非正規	4,096	5,756	3,714	4,558	1,995	595	20,714
	(%)	59.7	54.4	49.6	44.8	27.9	12.4	44.0
計	正規	4,788	8,852	7,168	10,469	10,344	8,856	50,477
	(%)	43.8	50.6	56.7	62.9	79.5	89.3	62.6
	非正規	6,150	8,634	5,465	6,187	2,660	1,056	30,152
	(%)	56.2	49.4	43.3	37.1	20.5	10.7	37.4



8. 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び施設入所支援の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が54.9%（昨年度59.2%）、施設入所支援が73.8%（昨年度72.7%）と、障害児入所施設の方が低く、「夜勤体制と宿直体制併用」も障害児入所施設で45.1%と昨年度40.8%に比べ若干増えている。1人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で12.2人（昨年度11.2人）、施設入所支援で20.0人（昨年度19.6人）ともに微増している。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	施設入所支援	計
夜勤体制のみ	事業所数	79	828	907
	割合	54.9%	73.8%	71.6%
	夜間職員総数(※2)	207	2,381	2,588
	1事業所平均職員数(※3)	2.6	2.9	2.9
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数(※4)	10.9	21.2	20.4
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	65	294	359
	割合	45.1%	26.2%	28.4%
	夜間職員総数	187	969	1,156
	うち夜勤	95	579	674
	うち宿直	92	390	482
	不明・無回答	0	0	0
	1事業所平均職員数	2.9	3.3	3.2
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	13.6	17.1	16.5
全体(無回答除く)	事業所数	144	1,122	1,266
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	394	3,350	3,744
	1事業所平均職員数	2.7	3.0	3.0
	1人の夜間職員がみる利用者の平均人数	12.2	20.0	19.2

(※2) 夜間職員総数は、各事業所の1日あたりの勤務人数の合計

(※3) 1事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

(※4) 1人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

9. 施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建替えの必要性を示したものである。

建替えの必要ありは、障害児入所施設、児童発達支援センター、施設入所支援ともに30%前後であり、日中活動事業所のみ15.2%であった。全体では646事業所22.3%と、5か所に1か所の割合で建替えの必要があると回答している。

表12は障害児入所施設及び施設入所支援の居室の利用状況を示したものである。個室は全体で46.8%（障害児入所施設45.4%，施設入所支援55.5%），2人部屋利用は40.3%（障害児入所施設32.2%，施設入所支援41.0%）となっていた。一方，4人部屋以上は2,617部屋あり約1万人がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
老朽化等による 建替えの必要あり	56 33.9	33 28.4	225 15.2	332 29.1	646 22.3
建替えの必要なし	102 61.8	73 62.9	1,144 77.5	782 68.6	2,101 72.5
無回答	7 4.2	10 8.6	108 7.3	26 2.3	151 5.2
計	165 100	116 100	1,477 100	1,140 100	2,898 100

※建替えの必要ありと回答した646施設のうち、築年数30年以上が379施設、そのうち50年以上が22施設

表12 入所型施設の居室の状況

(部屋数・下段は%)

	障害児入所施設	施設入所支援	計
個室利用	1,454 45.4	20,335 55.5	18,620 46.8
2人部屋利用	1,032 32.2	15,002 41.0	16,030 40.3
3人部屋利用	293 9.1	2,233 6.1	2,549 6.4
4人部屋利用	337 10.5	2,194 6.0	2,426 6.1
5人以上利用	108 3.4	30 0.1	191 0.5
計	3,204 100	36,612 100	39,816 100

10. 主な加算・減算の状況

(1) 主な加算の取得状況

表13は事業種別毎に主な加算・減算を示したものである。事業所種別によって取得できる加算（減算）は異なるものの、概ね取得できている加算は福祉・介護職員処遇改善加算，福祉専門職員配置等加算，食事提供体制加算，送迎加算となっている。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
福祉・介護職員処遇改善加算	107 64.8	54 46.6	1,058 71.6	930 81.6	2,149 74.2
福祉・介護職員処遇改善特別加算	8 4.8	8 6.9	83 5.6	71 6.2	170 5.9
福祉専門職員配置等加算Ⅰ	66 40.0	42 36.2	560 37.9	504 44.2	1,172 40.4
福祉専門職員配置等加算Ⅱ	72 43.6	48 41.4	621 42.0	501 43.9	1,242 42.9
夜勤職員配置体制加算				634 55.6	634 55.6
重度障害者支援加算	85 51.5			654 57.4	739 56.6
人員配置体制加算			379 25.7		379 25.7
食事提供体制加算		101 87.1	1,127 76.3		1,228 77.1
送迎加算			1,081 73.2		1,081 73.2
延長支援加算		11 9.5	56 3.8		67 4.2
開所時間減算		8 6.9	11 0.7		19 1.2
事業所実数	165 100	116 100	1,477 100	1,140 100	2,898 100

11. 虐待防止への対応

(1) 虐待防止法への対応

ここでは、事業所に対する行政の実施指導（監査）の項目となっている、虐待防止に関する責任者及び虐待防止委員会等組織の設置、組織への第三者の参画、虐待防止マニュアル等の作成と職員への周知・活用について調査した。事業種別毎の結果は表14から16-2のとおりであった。昨年度調査に比して虐待防止マニュアルの作成及び周知・活用の一部を除いて全体に2～7ポイント整備率は進んでいたが、未だ虐待防止責任者の未設置事業所が11.1%、虐待防止委員会等の未設置事業所が4か所に1か所の割合（26.8%）というのは残念である。

表14 虐待防止に関する責任者の設置

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
設置している	149	88	1,225	1,047	2,509
	90.3	75.9	82.9	91.8	86.6
設置していない	10	24	210	78	322
	6.1	20.7	14.2	6.8	11.1
無回答	6	4	42	15	67
	3.6	3.4	2.8	1.3	2.3
計	165	116	1,477	1,140	2,898
	100	100	100	100	100

表15 組織（虐待防止委員会等）の設置

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
設置している	132	57	895	931	2,015
	80.0	49.1	60.6	81.7	69.5
設置していない	24	52	518	182	776
	14.5	44.8	35.1	16.0	26.8
無回答	9	7	64	27	107
	5.5	6.0	4.3	2.4	3.7
計	165	116	1,477	1,140	2,898
	100	100	100	100	100

表15-2 組織（虐待防止委員会等）への第三者の参画

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
参画している	50	28	397	338	813
	37.9	49.1	44.4	36.3	40.3
参画していない	53	22	318	439	832
	40.2	38.6	35.5	47.2	41.3
無回答	29	7	180	154	370
	22.0	12.3	20.1	16.5	18.4
計	132	57	895	931	2,015
	100	100	100	100	100

表16 虐待防止マニュアル等の作成

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
作成している	141	71	1,079	957	2,248
	85.5	61.2	73.1	83.9	77.6
作成していない	17	37	342	158	554
	10.3	31.9	23.2	13.9	19.1
無回答	7	8	56	25	96
	4.2	6.9	3.8	2.2	3.3
計	165	116	1,477	1,140	2,898
	100	100	100	100	100

表16-2 虐待防止マニュアル等の周知・活用

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計
周知・活用している	110	58	874	809	1,851
	78.0	81.7	81.0	84.5	82.3
周知・活用していない	1	1	34	17	53
	0.7	1.4	3.2	1.8	2.4
無回答	30	12	171	131	344
	21.3	16.9	15.8	13.7	15.3
計	141	71	1,079	957	2,248
	100	100	100	100	100

12. 職員の資格取得・処遇の状況

(1) 資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表17は、職員の資格取得状況を事業所種別毎に示したものである。事業所種別によってその取得数の上位3資格の順位は異なるが、全体では介護福祉士(18.9%)、保育士・介護職員初任者研修修了(13.3%)、社会福祉士(7.9%)の順となっていた。

表18は、事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、これも事業所種別によってその順位は異なるが、いわゆる三福祉士と言われている介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士が上位3位であった。

表19・20は資格取得への支援・処遇の内容について示したものである。「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している事業所は、2,898事業所のうち1,061か所(36.6%)となっており、「全額補助」は152か所(14.3%)、「一部補助」は737か所(69.5%)であった。資格取得後の処遇面では、2,898事業所のうち「給与への反映」が1,398か所(48.2%)、「昇進等処遇への反映」は285か所(9.8%)となっていた。

表17 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計	%
介護福祉士	466	99	3,042	8,027	11,634	18.9
社会福祉士	337	176	1,611	2,770	4,894	7.9
精神保健福祉士	69	12	295	489	865	1.4
保育士	1,171	1,181	1,393	4,429	8,174	13.3
知的障害援助専門員	40	11	389	724	1,164	1.9
知的障害福祉士	6	2	52	110	170	0.3
介護職員初任者研修修了	172	32	3,216	4,747	8,167	13.3
その他	54	79	533	1,260	1,926	3.1
直接支援職員実数	3,567	1,850	18,675	37,529	61,621	100

表18 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計	%
介護福祉士	87	19	825	889	1,820	62.8
社会福祉士	111	46	962	890	2,009	69.3
精神保健福祉士	41	11	390	357	799	27.6
保育士	50	23	52	79	204	7.0
知的障害援助専門員	20	5	212	216	453	15.6
知的障害福祉士	9	3	80	89	181	6.2
介護職員初任者研修修了	11	1	204	151	367	12.7
その他	14	12	84	98	208	7.2
事業所実数	165	116	1,477	1,140	2,898	100

表19 資格取得への支援・処遇の内容

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	59	28	536	438	1,061	36.6
給与への反映	60	24	706	608	1,398	48.2
昇進等処遇への反映	11	8	128	138	285	9.8
その他	26	16	171	236	449	15.5
事業所実数	165	116	1,477	1,140	2,898	100

表20 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	施設入所支援	計	%
全額補助	9	3	88	52	152	14.3
一部補助	43	16	370	308	737	69.5
その他	4	5	62	61	132	12.4
補助ありの事業所実数	59	28	536	438	1,061	100

Ⅲ 調査結果 B

1. 定員と現在員

表21 定員規模施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計		
児童福祉法	障害児入所施設	23	57	30	25	14	15	1		1	166		
		13.9	34.3	18.1	15.1	8.4	9.0	0.6		0.6	100		
	児童発達支援センター	12	57	25	12	8	2	1			117		
		10.3	48.7	21.4	10.3	6.8	1.7	0.9			100		
計 (I)		35	114	55	37	22	17	2		1	283		
		12.4	40.3	19.4	13.1	7.8	6.0	0.7		0.4	100		
障害者総合支援法	日中系	単独型	療養介護										
			生活介護	141	121	317	242	281	241	42	7	6	1,398
				10.1	8.7	22.7	17.3	20.1	17.2	3.0	0.5	0.4	100
			自立訓練	15	6		1	1					23
				65.2	26.1		4.3	4.3					100
			就労移行支援	11	2	1		1					15
				73.3	13.3	6.7		6.7					100
	就労継続支援A型	10	1	3		1					15		
		66.7	6.7	20.0		6.7					100		
	就労継続支援B型	105	39	66	13	12	4				239		
		43.9	16.3	27.6	5.4	5.0	1.7				100		
	計		282	169	387	256	296	245	42	7	6	1,690	
			16.7	10.0	22.9	15.1	17.5	14.5	2.5	0.4	0.4	100	
多機能型事業所		88	105	376	82	151	121	32	7	2	964		
		9.1	10.9	39.0	8.5	15.7	12.6	3.3	0.7	0.2	100		
計 (II)		370	274	763	338	447	366	74	14	8	2,654		
		13.9	10.3	28.7	12.7	16.8	13.8	2.8	0.5	0.3	100		
うち施設入所支援		7	110	245	345	175	219	38	5	8	1,152		
		0.6	9.5	21.3	29.9	15.2	19.0	3.3	0.4	0.7	100		
合計 (I + II)		405	388	818	375	469	383	76	14	9	2,937		
		13.8	13.2	27.9	12.8	16.0	13.0	2.6	0.5	0.3	100		

表21は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

定員31名未満の事業所は793か所 (27.0%)、31～50名の事業所は1,193か所 (40.6%)、51～100名の事業所は852か所 (29.0%)、101～200名の事業所は90か所 (3.1%) であった。

今回調査から、障害者総合支援法による報酬告示の定員区分に合わせた区切りとしたため、前年との比較は控える。

日中系事業 (単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む) では31～40名の階層の構成比が最も高く763か所 (28.7%)、次いで51～60名の階層447か所 (16.8%)、20名以下の階層370か所 (13.9%)、61～100名の階層366か所 (13.8%)、41～50名の階層338か所 (12.7%) の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は31～100名までの階層で2割前後と大きな偏りがなく、自立訓練や就労移行支援では20名以下の階層が大半 (65.2%、73.3%) を占め、就労継続支援A型、B型も同様の傾向 (20名以下の階層で66.7%、43.9%) であった。

なお、居住の場である施設入所支援においては31～50名の構成比が最も高く51.2% (590か所)、次い

で51～100名の34.2%（394か所）となっており、101名以上も4.4%（51か所）であった。

表22 定員と現在員

施設種別	定員	現在員（措置・契約）			平成26年度 充足率（A）	平成25年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減		
		男	女	計					
児童福祉法	障害児入所施設	6,922	3,884	1,846	5,730	82.8	86.1	▲ 3.3	
	児童発達支援センター	4,150	3,820	1,355	5,175	124.7	122.9	1.8	
	計（Ⅰ）	11,072	7,704	3,201	10,905	98.5	100.4	▲ 1.9	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護					90.5		
		生活介護	98,035	60,279	40,394	100,673	102.7	102.6	0.1
		自立訓練	2,331	1,132	671	1,803	77.3	84.1	▲ 6.7
		就労移行支援	4,066	2,207	1,056	3,263	80.3	86.6	▲ 6.4
		就労継続支援A型	1,051	729	292	1,021	97.1	95.1	2.1
		就労継続支援B型	25,216	16,276	10,101	26,377	104.6	103.5	1.1
	計（Ⅱ）	130,699	80,623	52,514	133,137	101.9	101.7	0.2	
	うち施設入所支援	66,747	38,593	26,191	64,784	97.1	85.2	11.8	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		141,771	88,327	55,715	144,042	101.6	101.6	0	

表22は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体でみると、前年（101.6%）と同率であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は82.8%と対前年比3.3ポイント減少し、児童発達支援センターについては124.7%と前年（122.9%）より1.8ポイント増加した。

成人の日中系事業全体でみると、充足率は101.9%であった。事業種別毎にみると、生活介護102.7%、自立訓練77.3%、就労移行支援80.3%、就労継続支援A型97.1%、就労継続支援B型104.6%と事業によって充足率に若干の差があることがわかる。

なお、施設入所支援の充足率は97.1%であった。

2. 年齢別施設利用者数

表23は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は、40～49歳の階層で、次いで多いのは30～39歳の階層であり、この両階層だけで42.4%を占める。

知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の利用者の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年も16.1%と前年（15.2%）に比して0.9ポイント増加している。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年（11,274人）より2,110人多い13,384人であるが、そのうち80.9%（10,823人）は施設入所支援に在籍している。

男女差をみると、男性が61.3%を占め、ほぼ例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が62.7%で、18歳未満の児童期では男児

が71.0%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表23 年齢別施設利用者数

(人)

年 齢		0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	不明	計			
児 童 福 祉 法	障害児 入所施設	男	3	74	607	723	1,066	349	497	307	169	57	15	11	5	1			3,884		
		女	2	38	291	352	542	151	182	101	91	63	18	12	3				1,846		
		計	5	112	898	1,075	1,608	500	679	408	260	120	33	23	8	1	0	0	5,730		
	児童発達支 援センター	男	200	3,127	473	2	18													3,820	
		女	89	1,097	164	1	3	1												1,355	
		計	289	4,224	637	3	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,175	
	計 (I)	男	203	3,201	1,080	725	1,084	349	497	307	169	57	15	11						7,704	
		女	91	1,135	455	353	545	152	182	101	91	63	18	12						3,201	
		計	294	4,336	1,535	1,078	1,629	501	679	408	260	120	33	23	8	1	0	0	0	10,905	
	障 害 者 総 合 支 援 法	療養介護	男																		
			女																		
			計																		
日中系(単 独・多機能 含む) 生活介護		男					42	1,409	10,738	13,460	15,625	8,853	4,243	2,922	1,669	861	457			60,279	
		女					15	633	5,518	7,358	9,164	7,464	3,919	2,923	1,902	934	564			40,394	
		計	0	0	0	0	57	2,042	16,256	20,818	24,789	16,317	8,162	5,845	3,571	1,795	1,021	0	0	100,673	
自立訓練		男					10	235	369	156	163	134	45	16	3	1				1,132	
		女					2	115	194	117	117	72	34	11	6	3				671	
		計	0	0	0	0	12	350	563	273	280	206	79	27	9	4	0	0	0	1,803	
就労移行		男	1				49	440	868	372	318	125	24	5	3	2				2,207	
		女					12	212	398	175	165	53	7	9	1				24	1,056	
		計	1	0	0	0	61	652	1,266	547	483	178	31	14	4	2	0	24	24	3,263	
就労継続 A型		男						11	191	227	178	93	25	3	1					729	
		女						5	72	91	78	30	15	0	1					292	
		計	0	0	0	0	0	16	263	318	256	123	40	3	2	0	0	0	0	1,021	
就労継続 B型		男		1			5	452	4,405	3,982	3,660	2,184	928	439	173	38	9			16,276	
		女		1	2	1	6	233	2,514	2,592	2,341	1,427	588	275	91	23	7			10,101	
		計	0	2	2	1	11	685	6,919	6,574	6,001	3,611	1,516	714	264	61	16	0	0	26,377	
計 (II)	男					106	2,547	16,571	18,197	19,944	11,389	5,265	3,385	1,849	902	466	0	0	80,623		
	女					35	1,198	8,696	10,333	11,865	9,046	4,563	3,218	2,001	960	571	24	24	52,514		
	計	1	2	2	1	141	3,745	25,267	28,530	31,809	20,435	9,828	6,603	3,850	1,862	1,037	24	24	133,137		
うち施 設入所 支援	男					38	294	3,440	7,536	11,313	7,268	3,481	2,538	1,474	783	428			38,593		
	女					10	113	1,508	3,652	6,156	5,945	3,207	2,516	1,680	862	542			26,191		
	計	0	0	0	0	48	407	4,948	11,188	17,469	13,213	6,688	5,054	3,154	1,645	970	0	0	64,784		
合 計 (I + II)	男	203	3,201	1,080	725	1,190	2,896	17,068	18,504	20,113	11,446	5,280	3,396	1,849	902	466	0	0	88,327		
	女	91	1,135	455	353	580	1,350	8,878	10,434	11,956	9,109	4,581	3,230	2,001	960	571	24	24	55,715		
	計	295	4,338	1,537	1,079	1,770	4,246	25,946	28,938	32,069	20,555	9,861	6,626	3,858	1,863	1,037	24	24	144,042		

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者(児)総数5,730人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は64.5%(3,698人)と前年に比して1.3ポイント減少したが、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていない。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の28.1%で、次いで多いのは12～

14歳の階層18.8%と続いている。

②児童発達支援センター

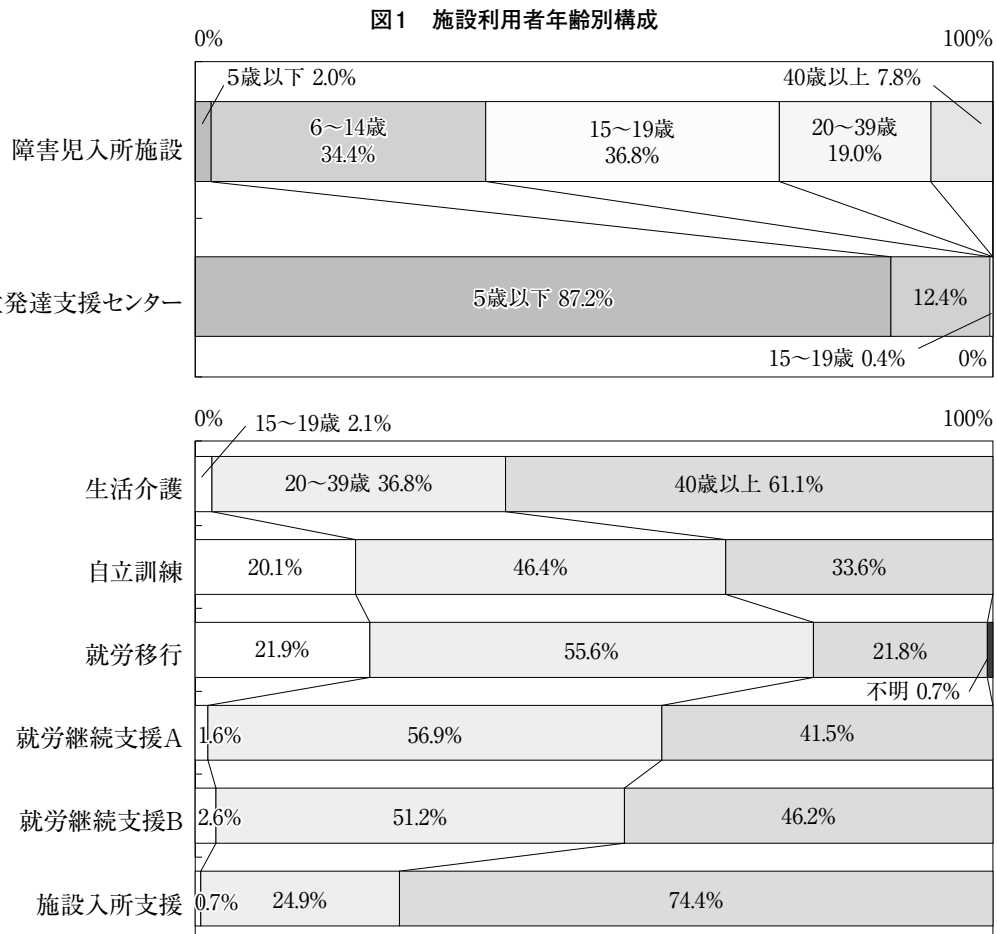
この事業種別の利用児5,175人は、6歳未満の幼児が87.2%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は22人（0.4%）であった。

また、毎年度6～11歳の階層に1割程度の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（64.6%）で、20～29歳の階層は7.6%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で29.7%、30～39歳の階層で25.4%、この両階層だけで55.1%を占める。その男女差をみると、男性が61.5%を占めている。これを年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では50.6%、就労移行では58.8%を占めている。



3. 施設・事業在籍年数

表24は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表25ではその構成比をみた。

表24 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数		05年未満	05～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計		
児童福祉法	障害児入所施設	男女	207	295	476	391	545	847	447	198	258	135	78	7	3,884	
		男女	85	143	230	198	285	411	176	80	86	68	73	11	1,846	
		計	292	438	706	589	830	1,258	623	278	344	203	151	18	5,730	
	児童発達支援センター	男女	331	1,360	1,271	843									15	3,820
		男女	120	463	445	317									10	1,355
		計	451	1,823	1,716	1,160	0	0	0	0	0	0	0	0	25	5,175
	計（Ⅰ）	男女	538	1,655	1,747	1,234	545	847	447	198	258	135	78	22	7,704	
		男女	205	606	675	515	285	411	176	80	86	68	73	21	3,201	
		計	743	2,261	2,422	1,749	830	1,258	623	278	344	203	151	43	10,905	
	障害者総合支援法	療養介護	男女													
男女																
計																
日中系（単独・多機能含む）生活介護		男女	762	2,035	3,330	15,306	20,794	17,016							1,036	60,279
		男女	532	1,215	2,083	10,536	13,953	11,333							742	40,394
		計	1,294	3,250	5,413	25,842	34,747	28,349	0	0	0	0	0	0	1,778	100,673
自立訓練		男女	120	283	330	261	94	43							1	1,132
		男女	56	183	175	168	62	27								671
		計	176	466	505	429	156	70	0	0	0	0	0	0	1	1,803
就労移行		男女	283	678	687	328	68	121							42	2,207
		男女	129	322	328	133	47	97								1,056
		計	412	1,000	1,015	461	115	218	0	0	0	0	0	0	42	3,263
就労継続A型		男女	32	30	53	213	145	237							19	729
		男女	8	15	19	104	42	97							7	292
		計	40	45	72	317	187	334	0	0	0	0	0	0	26	1,021
就労継続B型	男女	477	1,098	1,558	4,253	4,675	3,956							259	16,276	
	男女	258	599	890	2,774	2,976	2,458							146	10,101	
	計	735	1,697	2,448	7,027	7,651	6,414	0	0	0	0	0	0	405	26,377	
計（Ⅱ）	男女	1,674	4,124	5,958	20,361	25,776	21,373							1,357	80,623	
	男女	983	2,334	3,495	13,715	17,080	14,012							895	52,514	
	計	2,657	6,458	9,453	34,076	42,856	35,385	0	0	0	0	0	0	2,252	133,137	
うち施設入所支援	男女	445	783	1,180	1,271	2,139	5,453	5,735	5,651	8,593	4,907	2,186	250	38,593		
	男女	311	453	754	787	1,435	3,491	3,717	3,431	5,589	4,151	2,033	39	26,191		
	計	756	1,236	1,934	2,058	3,574	8,944	9,452	9,082	14,182	9,058	4,219	289	64,784		
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	男女	2,212	5,779	7,705	21,595	26,321	22,220	447	198	258	135	78	1,379	88,327		
	男女	1,188	2,940	4,170	14,230	17,365	14,423	176	80	86	68	73	916	55,715		
	計	3,400	8,719	11,875	35,825	43,686	36,643	623	278	344	203	151	2,295	144,042		

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

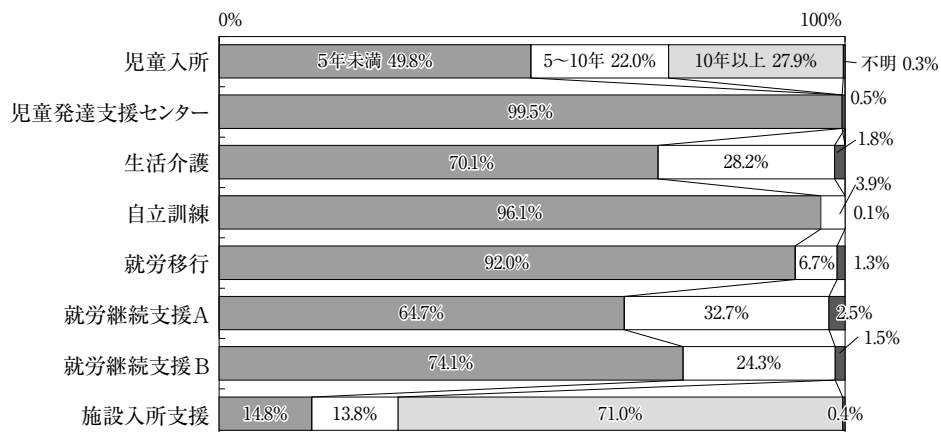


表25 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童	障害児入所施設	5.1	7.6	12.3	10.3	14.5	22.0	10.9	4.9	6.0	3.5	2.6	0.3	100	
	児童発達支援センター	8.7	35.2	33.2	22.4								0.5	100	
	計 (I)	6.8	20.7	22.2	16.0	7.6	11.5	5.7	2.5	3.2	1.9	1.4	0.4	100	
障害者総合支援法	(単独・多機能含む) 日中系	療養介護													
		生活介護	1.3	3.2	5.4	25.7	34.5	28.2						1.8	100
		自立訓練	9.8	25.8	28.0	23.8	8.7	3.9						0.1	100
		就労移行	12.6	30.6	31.1	14.1	3.5	6.7						1.3	100
		就労継続A型	3.9	4.4	7.1	31.0	18.3	32.7						2.5	100
		就労継続B型	2.8	6.4	9.3	26.6	29.0	24.3						1.5	100
	計 (II)	2.0	4.9	7.1	25.6	32.2	26.6						1.7	100	
うち施設入所支援	1.2	1.9	3.0	3.2	5.5	13.8	14.6	14.0	21.9	14.0	6.5	0.4	100		
合計 (I + II)		2.4	6.1	8.2	24.9	30.3	25.4	0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	1.6	100	

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が71.8%（前年比0.1ポイント減）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年（10.8%）より1.4ポイント増加し12.2%（698人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齡児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が43.9%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新人所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると99.5%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数64,784人のうち、在籍期間10年未満の利用者は18,502人（28.6%）一方、10年以上の利用者は45,993人（71.0%）、そのうち20年以上の在籍者は27,459人（42.4%）と10年以上在籍者の半数以上（59.7%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの理由ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において10年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割を超える226人（12.5%）と333人（10.2%）となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

4. 身体障害の状況

表26と表27は、事業所を利用する者の中で身体障害者手帳を所持している者（重複障害）の実数と等級を事業種別に示したものである。手帳を所持している者の総数は24,622人（17.1%）である。いずれの事業も1・2級で約半数を占めており、特に児童入所施設と児童発達支援センターの比率が高い。障害別では、肢体不自由が16,721人（11.6%）と一番多かった。

ちなみに、身体障害者手帳には、視覚障害（1～6級）、聴覚・平行機能障害（2～6級）、音声・言語・機能障害（3～4級）、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）（1～6級）、内部障害（1～4級）があり、障害の種類により等級も分けられている。

表26 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

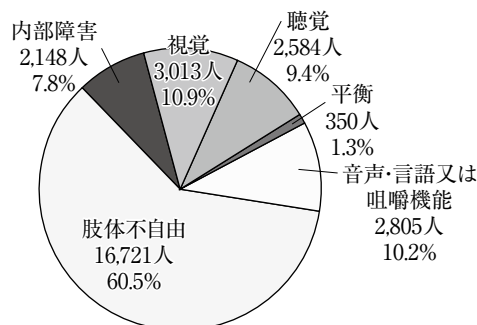
	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
視覚	48 0.8	24 0.5	72 0.7		2,690 2.7	7 0.4	21 0.6	7 0.7	216 0.8	2,941 2.2	1,963 3.0	3,013 2.1
聴覚	52 0.9	55 1.1	107 1.0		2,119 2.1	14 0.8	21 0.6	18 1.8	305 1.2	2,477 1.9	1,626 2.5	2,584 1.8
平衡	5 0.1	1 0.0	6 0.1		325 0.3				19 0.1	344 0.3	247 0.4	350 0.2
音声・言語又は 咀嚼機能	17 0.3	8 0.2	25 0.2		2,564 2.5	10 0.6	9 0.3	2 0.2	195 0.7	2,780 2.1	2,048 3.2	2,805 1.9
肢体不自由	711 12.4	354 6.8	1,065 9.8		13,899 13.8	110 6.1	98 3.0	44 4.3	1,505 5.7	15,656 11.8	8,031 12.4	16,721 11.6
内部障害	40 0.7	69 1.3	109 1.0		1,664 1.7	18 1.0	23 0.7	7 0.7	327 1.2	2,039 1.5	954 1.5	2,148 1.5
現在員	5,730 100	5,175 100	10,905 100		100,673 100	1,803 100	3,263 100	1,021 100	26,377 100	133,137 100	64,784 100	144,042 100
手帳所持者実数	915	540	1,455		20,343	167	168	75	2,414	23,167	13,196	24,622
%	16.0	10.4	13.3		20.2	9.3	5.1	7.3	9.2	17.4	20.4	17.1

表27 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	531 58.0	273 50.6	804 55.3		6,832 33.6	54 32.3	33 19.6	10 13.3	515 21.3	7,444 32.1	3,484 26.4	8,248 33.5
2級	230 25.1	115 21.3	345 23.7		5,495 27.0	41 24.6	51 30.4	27 36.0	639 26.5	6,253 27.0	3,592 27.2	6,598 26.8
3級	82 9.0	62 11.5	144 9.9		3,351 16.5	21 12.6	24 14.3	14 18.7	526 21.8	3,936 17.0	2,450 18.6	4,080 16.6
4級	30 3.3	26 4.8	56 3.8		2,367 11.6	14 8.4	31 18.5	10 13.3	347 14.4	2,769 12.0	1,846 14.0	2,825 11.5
5級	20 2.2	4 0.7	24 1.6		1,189 5.8	13 7.8	22 13.1	6 8.0	184 7.6	1,414 6.1	850 6.4	1,438 5.8
6級	21 2.3	28 5.2	49 3.4		862 4.2	13 7.8	7 4.2	8 10.7	173 7.2	1,063 4.6	658 5.0	1,112 4.5
不明・無回答	1 0.1	32 5.9	33 2.3		247 1.2	11 6.6			30 1.2	288 1.2	316 2.4	321 1.3
計	915 100	540 100	1,455 100		20,343 100	167 100	168 100	75 100	2,414 100	23,167 100	13,196 100	24,622 100
現在員	5,730 100	5,175 100	10,905 100		100,673 100	1,803 100	3,263 100	1,021 100	26,377 100	133,137 100	64,784 100	144,042 100

図3 身体障害者手帳保持者の障害内訳



5. 精神障害の状況

表28 精神障害状況

(人・下段は%)

病名	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉症スペクトラム(広汎 性発達障害、自閉症など)	1,393	2,260	3,653		13,721	180	356	19	1,925	16,201	8,144	19,854
	24.3	43.7	33.5		13.6	10.0	10.9	1.9	7.3	12.2	12.6	13.8
統合失調症	29		29		5,427	107	164	39	900	6,637	4,809	6,637
	0.5		0.3		5.4	5.9	5.0	3.8	3.4	5.0	7.4	4.6
気分障害(周期性精神 病、うつ病性障害など)	39		39		1,385	38	59	7	285	1,774	1,211	1,813
	0.7		0.4		1.4	2.1	1.8	0.7	1.1	1.3	1.9	1.3
てんかん性精神病	122	3	125		3,554	29	38	1	348	3,970	2,882	4,095
	2.1	0.1	1.1		3.5	1.6	1.2	0.1	1.3	3.0	4.4	2.8
その他(強迫性、心因反 応、神経症様反応など)	122	29	151		3,549	45	64	12	394	4,064	3,272	4,215
	2.1	0.6	1.4		3.5	2.5	2.0	1.2	1.5	3.1	5.1	2.9
現在員	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
手帳所持者実数	47	25	72		1,345	117	321	57	894	2,734	852	2,806
%	0.8	0.5	0.7		1.3	6.5	9.8	5.6	3.4	2.1	1.3	1.9

表29 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	15	3	18		496	17	20	6	123	662	359	680
	31.9	12.0	25.0		36.9	14.5	6.2	10.5	13.8	24.2	42.1	24.2
2級	26	7	33		640	83	179	36	598	1,536	408	1,569
	55.3	28.0	45.8		47.6	70.9	55.8	63.2	66.9	56.2	47.9	55.9
3級	6	14	20		117	17	116	15	141	406	50	426
	12.8	56.0	27.8		8.7	14.5	36.1	26.3	15.8	14.9	5.9	15.2
不明・無回答		1	1		92		6		32	130	35	131
		4.0	1.4		6.8		1.9		3.6	4.8	4.1	4.7
計	47	25	72		1,345	117	321	57	894	2,734	852	2,806
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100
現在員	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表28は現在員に対する精神障害のある者の割合と手帳所持者の実数である。「自閉症スペクトラム(広汎性発達障害、自閉症など)」が最も高く、全体で19,854人(13.8%)、次いで「統合失調症」が6,637人(4.6%)、「てんかん性精神病」4,095人(2.8%)となっている。また「自閉症スペクトラム(広汎性発達障害、自閉症など)」の児童発達支援センター43.7%、障害児入所施設24.3%が突出して高く、生活介護13.6%、施設入所支援12.6%も他に比して高率であることが目立つ。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体で2,806人(1.9%)と身体障害者手帳と比して著しく低い。また、昨年度も2,600人(1.9%)で、伸びは低い。これは精神障害があってもすでに療育手帳を所持し

ており、申請するケースが少ないと推察される。

表29は手帳所持者の等級と程度別在在所者数である。総数が2,806人と少ないが、中でも2級が55.9%と最も高く、事業別では生活介護と施設入所支援の1級の占める割合が高い。

6. 「てんかん」の状況

表30 「てんかん」の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法					計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型				就労継続B型
「てんかん」として	1,278	342	1,620		30,029	194	290	70	3,210	33,793	20,792	35,413
現在服薬中のもの	22.3	6.6	14.9		29.8	10.8	8.9	6.9	12.2	25.4	32.1	24.6
現在員	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

「てんかん」の状況については、生活介護(29.8%)が最も高く、次いで障害児入所施設(22.3%)、就労継続支援B型(12.2%)となっている。また、生活介護利用者の多くが利用する施設入所支援(32.1%)も同様に高くなっている。なお、前回の調査では療養介護(47.4%)が最も高かったが、今回の調査では療養介護事業所からの回答が得られていない。

7. 認知症の状況

表31 認知症の状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法					計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)	
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型				就労継続B型
医師により認知症と診断されている人数			0		627	3	8		28	666	579	666
			0		0.62	0.17	0.25		0.11	0.50	0.89	0.46
現在員	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

医師により認知症と診断されている人数に関しては、生活介護0.62%(627人)が最も高く、次いで就労移行支援0.25%(8人)、自立訓練0.17%(3人)の順となっている。また全体の約9割は施設入所利用者となっており、入所施設利用者の高齢化が目立つ結果となっている。

8. 支援度

支援度は、表32〈支援度の指標〉をもとに、「ほとんど支援の必要がない」とする5級から、「常時全ての面で支援を必要」とする1級まで、支援の必要の度合いを1級きざみの5段階で評価したもので、表32-1～表32-3は、日常生活面、行動面、保健面の3つの側面について、それぞれに支援度を集計したものである。

表32 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。

表32-1 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	1,147	354	1,501		16,521	12	13		91	16,637	12,132	18,138
	20.0	6.8	13.8		16.4	0.7	0.4		0.3	12.5	18.7	12.6
2級	1,423	1,232	2,655		32,126	181	117	2	1,337	33,763	22,384	36,418
	24.8	23.8	24.3		31.9	10.0	3.6	0.2	5.1	25.4	34.6	25.3
3級	1,553	1,696	3,249		31,198	550	447	109	6,024	38,328	19,550	41,577
	27.1	32.8	29.8		31.0	30.5	13.7	10.7	22.8	28.8	30.2	28.9
4級	1,072	1,046	2,118		15,486	740	1,112	317	10,319	27,974	8,593	30,092
	18.7	20.2	19.4		15.4	41.0	34.1	31.0	39.1	21.0	13.3	20.9
5級	446	474	920		3,986	310	1,483	578	8,017	14,374	1,861	15,294
	7.8	9.2	8.4		4.0	17.2	45.4	56.6	30.4	10.8	2.9	10.6
不明	89	373	462		1,356	10	91	15	589	2,061	264	2,523
	1.6	7.2	4.2		1.3	0.6	2.8	1.5	2.2	1.5	0.4	1.8
計	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表32-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	873	363	1,236		14,545	13	16		165	14,739	10,636	15,975
	15.2	7.0	11.3		14.4	0.7	0.5		0.6	11.1	16.4	11.1
2級	1,540	1,217	2,757		27,582	169	146	3	1,777	29,677	19,348	32,434
	26.9	23.5	25.3		27.4	9.4	4.5	0.3	6.7	22.3	29.9	22.5
3級	1,685	1,577	3,262		34,831	699	777	171	7,678	44,156	22,748	47,418
	29.4	30.5	29.9		34.6	38.8	23.8	16.7	29.1	33.2	35.1	32.9
4級	885	1,113	1,998		16,403	596	985	337	9,132	27,453	9,396	29,451
	15.4	21.5	18.3		16.3	33.1	30.2	33.0	34.6	20.6	14.5	20.4
5級	650	495	1,145		5,797	303	1,247	497	7,050	14,894	2,235	16,039
	11.3	9.6	10.5		5.8	16.8	38.2	48.7	26.7	11.2	3.4	11.1
不明	97	410	507		1,515	23	92	13	575	2,218	421	2,725
	1.7	7.9	4.6		1.5	1.3	2.8	1.3	2.2	1.7	0.6	1.9
計	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表32-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	461	62	523		5,852	5	13		41	5,911	4,611	6,434
	8.0	1.2	4.8		5.8	0.3	0.4		0.2	4.4	7.1	4.5
2級	859	224	1,083		16,838	59	43	3	564	17,507	12,869	18,590
	15.0	4.3	9.9		16.7	3.3	1.3	0.3	2.1	13.1	19.9	12.9
3級	1,468	280	1,748		32,938	354	339	71	3,662	37,364	22,821	39,112
	25.6	5.4	16.0		32.7	19.6	10.4	7.0	13.9	28.1	35.2	27.2
4級	1,784	738	2,522		34,383	793	972	298	10,188	46,634	21,454	49,156
	31.1	14.3	23.1		34.2	44.0	29.8	29.2	38.6	35.0	33.1	34.1
5級	974	3,446	4,420		8,910	584	1,087	636	11,259	22,476	2,614	26,896
	17.0	66.6	40.5		8.9	32.4	33.3	62.3	42.7	16.9	4.0	18.7
不明	184	425	609		1,752	8	809	13	663	3,245	415	3,854
	3.2	8.2	5.6		1.7	0.4	24.8	1.3	2.5	2.4	0.6	2.7
計	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

児童施設（障害児入所施設・児童発達支援センター）の場合、日常生活面、行動面については、ともに2級と3級を合わせると半数を超え、支援度が高いことがわかる。また保健面については、障害児入所施設では4級（31.1%）が、児童発達支援センターでは5級（66.6%）がそれぞれ最も高率であり、比較的支援度は低くなるものの、他方で障害の重度化や、精神障害、身体障害との重複障害等により医療・看護面での支援も必要としていることがうかがえる。

障害者総合支援法による事業においては、事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると、生活介護が特に2～3級に集中しているのに対して、就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型の3事業は4～5級が、また、自立訓練は3～4級が多数を占めている。さらに、精神障害、身体障害との重複障害等により重度者が多く、医療・看護面での支援を必要としている生活介護及び、施設入所支援では、支援度の最も高い1級の割合が、他の種別に比して日常生活面、行動面、保健面ともに高率であった。

なお、療養介護は前回調査では日常生活面、保健面共に最も支援度が高かったが、今回の調査では療養介護事業所からの回答が得られていない。

9. 医療的ケアの実施状況

表33は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ7,942人（5.51%）が何らかの医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「浣腸」が最も高く2.75%（2,765人）次いで「喀痰吸引」0.55%（555人）、「経管栄養の注入・水分補給」0.53%（531人）、「カテーテル管理」0.41%（411人）となっている。

一方、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型においては、自立訓練の「インシュリン療法」が0.22%で最高率であり、医療的ケアはほとんど実施されていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、生活介護と同様に「浣腸」が他の項目に比して高率で8.13%（466人）、次いで「経管栄養」3.23%（185人）、「排便」3.09%（177人）、「吸入」2.37%（136人）となっている。

療養介護は前回調査では全ての項目において最も支援度が高かったが、今回の調査では療養介護事業所からの回答が得られていない。

なお、療養介護を除く障害者総合支援法の事業においては、全種別において「インシュリン療法」が、実施されている。これら医療的ケアについては、数値の高さよりも、個別に多様なケアが必要となってきた状況がうかがえる。

表33 医療的ケアの実施状況

(延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別計の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点滴の管理 (持続的)			0		17					17	9	17
			0		0.3					0.3	0.2	0.2
			0		0.02					0.01	0.01	0.01
中心静脈栄養 (ポートも含む)			0		6					6	3	6
			0		0.1					0.1	0.1	0.1
			0		0.01					0.00	0.00	0.00
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	6	3	9		179	2		1	11	193	156	202
	0.4	1.8	0.6		2.8	9.1		33.3	9.9	3.0	3.2	2.5
	0.10	0.06	0.08		0.18	0.11		0.10	0.04	0.14	0.24	0.14
酸素療法	51	16	67		118	2			6	126	42	193
	3.8	9.8	4.5		1.9	9.1			5.4	2.0	0.9	2.4
	0.89	0.31	0.61		0.12	0.11			0.02	0.09	0.06	0.13
吸入	136	3	139		208	1	1		4	214	80	353
	10.2		9.3		3.3	4.5	20.0		3.6	3.3	1.7	4.4
	2.37				0.21	0.06	0.03		0.02	0.16	0.12	0.25
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	47	2	49		30					30	1	79
	3.5	1.2	3.3		0.5					0.5	0.00	1.0
	0.82	0.04	0.45		0.03					0.02	0.00	0.05
気管切開の管理	80	14	94		122					122	11	216
	6.0	8.5	6.3		1.9					1.9	0.2	2.7
	1.40	0.27	0.86		0.12					0.09	0.02	0.15
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	128	66	194		555	1			1	557	200	751
	9.6	40.2	13.0		8.8	4.5			0.9	8.6	4.1	9.5
	2.23	1.28	1.78		0.55	0.06			0.00	0.42	0.31	0.52
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	185	45	230		531	2			1	534	163	764
	13.9	27.4	15.4		8.4	9.1			0.9	8.3	3.4	9.6
	3.23	0.87	2.11		0.53	0.11			0.00	0.40	0.25	0.53
インシュリン 療法	9	1	10		293	4	1	2	53	353	220	363
	0.7	0.6	0.7		4.6	18.2	20.0	66.7	47.7	5.5	4.6	4.6
	0.16	0.02	0.09		0.29	0.22	0.03	0.20	0.20	0.27	0.34	0.25
導尿	30	7	37		328	3	3		21	355	235	392
	2.2	4.3	2.5		5.2	13.6	60.0		18.9	5.5	4.9	4.9
	0.52	0.14	0.34		0.33	0.17	0.09		0.08	0.27	0.36	0.27
カテーテルの管 理(コンドーム・ 留置・膀胱ろう)	6	3	9		411	3			8	422	334	431
	0.4	1.8	0.6		6.5	13.6			7.2	6.5	6.9	5.4
	0.10	0.06	0.08		0.41	0.17			0.03	0.32	0.52	0.30
浣腸(市販以外 の座薬も含む)	466	4	470		2,765	1			6	2,772	2,743	3,242
	34.9	2.4	31.4		43.9	4.5			5.4	43.0	56.9	40.8
	8.13	0.08	4.31		2.75	0.06			0.02	2.08	4.23	2.25
排便	177		177		310	2				312	252	489
	13.3		11.8		4.9	9.1				4.8	5.2	6.2
	3.09		1.62		0.31	0.11				0.23	0.39	0.34
じょく瘡の処置	13		13		430	1				431	375	444
	1.0		0.9		6.8	4.5				6.7	7.8	5.6
	0.23		0.12		0.43	0.06				0.32	0.58	0.31
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)			0		31				1	32	19	32
			0		0.5				0.9	0.5	0.4	0.4
			0		0.03				0.00	0.02	0.03	0.02
計	1,334	164	1,498		6,303	22	5	3	111	6,444	4,824	7,942
	100	98	100		100	100	100	100	100	100	100	100
	23.28	3.17	13.74		6.26	1.22	0.15	0.29	0.42	4.84	7.45	5.51
全利用者実数	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042

10. 障害支援区分等の状況

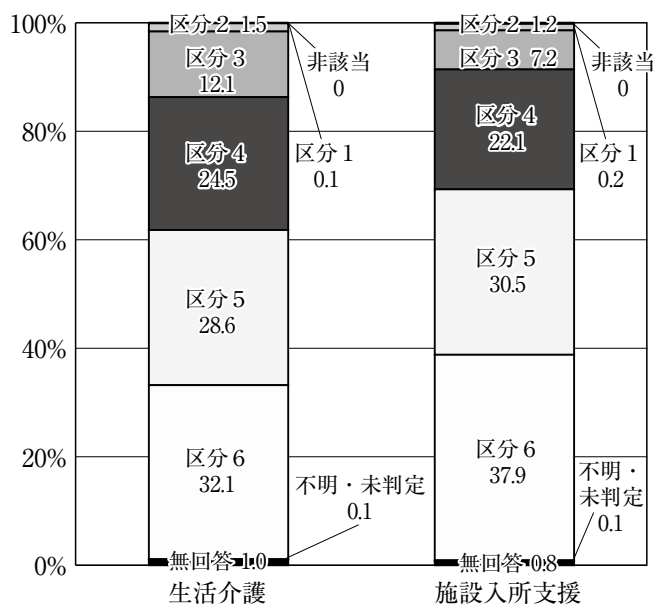
表34は障害支援区分の割合を示した表である。

表34 障害支援区分 (人・下段は%)

	療養介護	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当		6 0.0	5 0.0
区分1		70 0.1	112 0.2
区分2		1,544 1.5	809 1.2
区分3		12,198 12.1	4,691 7.2
区分4		24,675 24.5	14,303 22.1
区分5		28,775 28.6	19,739 30.5
区分6		32,350 32.1	24,558 37.9
不明・未判定		60 0.1	61 0.1
無回答		995 1.0	506 0.8
計		100,673 100	64,784 100

※多機能型「生活介護」を含む

図4 障害支援区分の状況



施設入所支援の利用者数は64,784人で、区分6が37.9%（前年34.3%）、区分5が30.5%（同30.4%）、区分4が22.1%（同23.4%）となっており、区分4～6の合計は90.5%（同88.1%）。生活介護の利用者数は100,673人（前年93,424人）で、区分6が32.1%（同30.0%）、区分5が28.6%（同28.5%）、区分4が24.5%（同25.2%）で、区分4～6の合計は88.2%（同83.7%）となっている。

11. 療育手帳程度別在所者数

療育手帳は各自治体により区分が異なるため、最重度・重度と中軽度の2段階で調査を行っている。手帳所持者総数は125,877人（87.4%）と高い。最重度・重度が中軽度の割合を大きく上回っている事業は、生活介護（72.1%）と施設入所支援（74.3%）で、児童入所施設は両者の差が縮まっている。

表35 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
最重度・ 重度	2,809	772	3,581		72,573	374	372	69	7,798	81,186	48,162	84,767
	49.0	14.9	32.8		72.1	20.7	11.4	6.8	29.6	61.0	74.3	58.8
中軽度	2,035	1,992	4,027		18,231	1,125	2,216	764	14,747	37,083	12,225	41,110
	35.5	38.5	36.9		18.1	62.4	67.9	74.8	55.9	27.9	18.9	28.5
不所持・ 不明	440	1,725	2,165		1,939	172	317	53	1,474	3,955	536	6,120
	7.7	33.3	19.9		1.9	9.5	9.7	5.2	5.6	3.0	0.8	4.2
無回答	446	686	1,132		7,930	132	358	135	2,358	10,913	3,861	12,045
	7.8	13.3	10.4		7.9	7.3	11.0	13.2	8.9	8.2	6.0	8.4
計	5,730	5,175	10,905		100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	133,137	64,784	144,042
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

12. 複数事業利用者の状況

表36は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。(※定期的に利用する日中活動サービスとは、幼稚園、保育園及び療養介護、生活介護、宿泊型を除く自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業を指す)

複数の事業もしくは複数の事業所を利用している者は、平成23年度の5.2%から年々増加する傾向がみられていたが、平成26年度の調査では6.5%となっており、前年の12.3%から5.8ポイント減少している。事業種別ごとにみると、児童発達支援センターで、現在員の20.5%、5人に1人が幼稚園や保育園等の何らかの日中活動サービスを併用している結果となっていることが注目される。また、障害者総合支援法に基づく事業においては、「就労移行支援」で複数の事業を利用している利用者が最も多く8.3%であり、以下、「自立訓練」の6.9%、「生活介護」の6.3%と続いている。

表36 複数事業利用者数

		児童福祉法 児童発達支 援センター	障害者総合支援法						計
			日中系(単独・多機能含む)						
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		
複数事業 利用人数	人	1,060	6,332	124	272	3	1,208	8,999	
	%	20.5	6.3	6.9	8.3	0.3	4.6	6.5	
複数利用ありの 事業所数		73	775	38	19	3	225	1,133	
現在員		5,175	100,673	1,803	3,263	1,021	26,377	138,312	

13. 日中活動利用者の生活の場の状況

表37に示したとおり、日中活動利用者の生活の場で最も多いのは「施設入所支援」で、全体の38.6%（前年36.8%）となっている。次いで、「家庭」の36.9%（同35.4%）、「グループホーム・生活寮等」の11.6%（同10.9%）と続く。

一方、事業種別毎にみると、就労移行支援と就労継続支援B型では「家庭」がそれぞれ67.1%、64.4%となっており、他の事業種別に比して高率となっている。また、就労継続支援A型においては、「グループホーム・生活寮等」が45.3%（前年44.5%）であり、前年に引き続き「家庭」43.5%（同42.9%）を上回る結果となった。

表37 日中活動利用者の生活の場の状況

（人・下段は%）

	児童福祉法	障害者総合支援法						計
	児童発達支援センター	日中系（単独・多機能含む）						
		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
家庭	3,304 63.8		27,479 27.3	602 33.4	2,188 67.1	444 43.5	16,995 64.4	51,012 36.9
アパート等			347 0.3	32 1.8	112 3.4	61 6.0	763 2.9	1,315 1.0
グループホーム・生活寮等			8,179 8.1	213 11.8	515 15.8	463 45.3	6,615 25.1	15,985 11.6
自立訓練（宿泊型）			49 0.0	159 8.8	23 0.7	4 0.4	48 0.2	283 0.2
福祉ホーム			231 0.2	1 0.1	4 0.1		38 0.1	274 0.2
施設入所支援	-		51,869 51.5	309 17.1	220 6.7	2 0.2	942 3.6	53,342 38.6
その他	33 0.6		551 0.5	7 0.4	17 0.5	32 3.1	117 0.4	757 0.5
不明・無回答	1,838 35.5		11,968 11.9	480 26.6	184 5.6	15 1.5	859 3.3	15,344 11.1
計	5,175 100		100,673 100	1,803 100	3,263 100	1,021 100	26,377 100	138,312 100

14. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表38は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであり、突出して多いのは「同一法人敷地内で活動」の91.3%で、前年（85.0%）よりも6.3ポイント増加している。「他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動」は0.2%で前年と同率であり、「同一法人で別の場所（敷地外）で活動」及び、「その他の日中活動事業所等で活動」については、ともに前年に比して、若干、増加はしているものの、全体的にみると、障害者総合支援法の理念である昼夜分離が、実態としては進んでいない様子がうかがえる。

表38 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	59,137	91.3
同一法人で別の場所（敷地外）で活動	2,678	4.1
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	150	0.2
その他の日中活動事業所等で活動	245	0.4
不明・無回答	2,574	4.0
計	64,784	100

15. 入退所の状況

表39は入所率を示したものであり、1年間の入所者数（利用者数）は全体で35,738人、入所率は25.2%となり、前年の30.9%から5.7ポイント減少している。前々年度からは、10.2ポイントの減少となる。

事業種別でみると児童発達支援センターはその特性から87.1%と他事業所に比して高く、利用期限のない生活介護（17.1%）、就労継続支援A型（38.3%）、就労継続支援B型（37.0%）も、有期限の事業と比べると低率となっている。

また居住の場である障害児入所施設は25.8%、施設入所支援は12.0%となっており、同様に低率であるが障害児入所施設の方が高率であった。

表40の退所率は、生活介護3.6%、施設入所支援3.7%、就労継続支援A型6.4%、就労継続支援B型5.4%となっており利用者が固定化していることのあらわれと思われる。

表39 入所者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
入所者総数(人)	1,785	3,615	5,400		16,761	1,146	2,696	403	9,332	30,338	8,038	35,738
入所率(%)	25.8	87.1	48.8		17.1	49.2	66.3	38.3	37.0	23.2	12.0	25.2

※ 入所率 = 入所者総数 / 定員 × 100

表40 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設入所支援	計(I+II)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型			
退所者総数(人)	981	1,902	2,883		3,714	661	1,573	70	1,510	7,528	2,522	10,411
退所率(%)	14.6	26.9	20.9		3.6	26.8	32.5	6.4	5.4	5.4	3.7	6.7

※ 退所率 = 退所者数 / (現員 + 退所者数) × 100

(1) 入所前の状況

表41は入所前（利用前）の「生活の場」を示したものであり、どの種別においても「家庭」が最も多くなっている。

「家庭」の次に生活介護においては、施設入所支援（25.1%）、就労系事業においては、「グループホーム・生活寮等」が多く、就労継続支援A型（28.8%）が、就労継続支援B型（16.0%）、就労移行支援（9.6%）となっている。

表42は入所前（利用前）の「活動の場」を示したものであるが、同事業種別の他事業所から移行してきた数値がみられる。割合の高い順に、生活介護（50.3%）、就労継続支援A型（43.9%）、就労継続支援B型（41.1%）、就労移行支援（12.6%）、自立訓練（7.8%）となっている。

成人の施設では特別支援学校（高等部を含む）からの利用者は、就労移行支援（21.3%）、自立訓練（19.1%）、就労継続支援B型（14.4%）、生活介護（14.1%）、就労継続支援A型（4.2%）となっており、新卒の利用者の受け入れが多い実態がうかがえる。

表41 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前 の生活の場	児童福祉法		計(I)	障害者総合支援法						計(II)	うち施設 入所支援	計 (I+II)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	75.1	99.9	91.7		56.9	61.0	75.5	55.6	72.9	63.6	25.7	67.8
2. アパート等（主に単身）	0.1		0.0		0.8	2.6	3.3	5.5	2.7	1.7	0.4	1.5
3. グループホーム・生活寮等	0.1		0.0		7.9	9.5	9.6	28.8	16.0	10.9	3.1	9.2
4. 社員寮・住み込み等					0.1	0.3	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
5. 職業能力開発校寄宿舎					0.0		0.1		0.0	0.0		0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.6		0.2		1.5	3.3	1.6	0.2	1.1	1.5	2.4	1.3
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	6.9		2.3		3.4	3.4	1.1	0.7	0.1	2.2	6.8	2.2
8. 児童養護施設	9.5	0.1	3.2		0.9	5.0	1.1	0.5	0.1	0.8	1.9	1.2
9. 知的障害者福祉ホーム	0.1		0.0		0.1	0.1			0.1	0.1	0.2	0.1
10. 救護施設	0.1		0.0		0.0	0.2	0.1		0.1	0.1	0.1	0.1
11. 老人福祉・保健施設					0.1			0.2	0.0	0.1	0.1	0.1
12. 一般病院・老人病院	1.0		0.3		0.4	0.3	0.0		0.1	0.2	0.5	0.2
13. 精神科病院	1.4		0.5		1.9	2.5	0.6		0.4	1.3	3.9	1.2
14. 施設入所支援	2.3		0.8		25.1	9.6	5.3	1.2	5.3	16.3	52.9	14.0
15. 自立訓練（宿泊型）					0.1	0.7	0.4	6.9	0.4	0.3	0.1	0.3
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.2		0.1		0.1	1.0	0.9		0.2	0.2	0.2	0.2
17. その他・不明	2.9	0.1	1.0		0.9	0.5	0.3	0.2	0.4	0.7	1.7	0.7
不明												0
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表42 入所前の状況 —活動の場等—

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	8.7	34.8	26.2		8.6	16.5	14.1	5.2	10.4	9.9	8.4	12.4
2. 一般就労	0.1		0.0		0.7	11.2	14.0	12.9	5.1	3.8	1.0	3.2
3. 福祉作業所					2.8	1.0	1.8	1.0	5.1	3.3	2.6	2.8
4. 職業能力開発校					0.0		0.4	1.2	0.1	0.1		0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	33.1	0.2	11.1		14.1	19.1	21.3	4.2	14.4	14.9	4.4	14.3
6. 小中学校	21.5	0.0	7.1		0.2	0.7	1.0		0.3	0.3	0.1	1.3
7. その他の学校	3.4	0.1	1.2		0.3	3.1	3.2		0.2	0.7	0.3	0.7
8. 保育所・幼稚園	2.7	16.1	11.7									1.8
9. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.9	0.7	1.1		2.8	1.0	0.5		0.8	1.9	5.2	1.8
10. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	1.3	30.1	20.6				0.0			0.0		3.1
11. 児童養護施設	2.4	0.1	0.8		0.6	0.3	0.1		0.0	0.3	1.1	0.4
12. 救護施設	0.1		0.0		0.0	0.2	0.0		0.1	0.0	0.1	0.0
13. 老人福祉・ 保健施設					0.1				0.0	0.1	0.1	0.1
14. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.4	0.1	0.2		0.3	0.4	0.1		0.1	0.2	0.4	0.2
15. 精神科病院 (入院)	0.9		0.3		1.8	2.8	0.8	0.2	0.5	1.3	3.6	1.2
16. 療養介護					0.0	0.1			0.0	0.0		0.0
17. 生活介護	2.6		0.9		50.3	5.0	2.5	0.5	3.0	29.1	59.1	24.8
18. 自立訓練					0.8	7.8	5.5		1.7	1.8	0.8	1.5
19. 就労移行支援					0.4	8.3	12.6	9.7	8.5	4.4	0.4	3.7
20. 就労継続支援 A型					0.1	1.6	1.8	43.9	0.8	1.1	0.1	0.9
21. 就労継続支援 B型					2.7	7.6	11.3	8.2	41.1	15.5	3.8	13.2
22. 地域活動支援 センター等		0.0	0.0		0.5	1.0	1.0	0.7	1.0	0.7	0.2	0.6
23. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.2		0.1		0.1	1.0	0.9		0.3	0.3	0.2	0.2
24. その他・不明	1.5	2.0	1.8		2.6	1.8	1.4	7.4	2.1	2.4	3.7	2.3
不明	19.4	15.9	17.1		10.2	9.7	5.6	4.7	4.4	7.9	4.4	9.3
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

退所後の生活の場（表43）については、全体では家庭（親・きょうだいと同居）が50.4%と最も多く、次いで「グループホーム・生活寮等」（14.8%）の順となっている。

「施設入所支援」から「グループホーム・生活寮等」「社員寮・住み込み等」「アパート等」に移った者は20.9%と、昨年の23.6%に比べると2.7ポイント下がったものの、地域移行の傾向が見てとれる。

障害児入所施設では「施設入所支援」への移行が32.3%と最も高く、次いで「家庭」（28.7%）、「グループホーム等」（21.7%）の順となっている。

なお、「精神科病院への入院」により退所した者は「施設入所支援」が他事業種別に比して高く、「死亡退所」についても「施設入所支援」がもっとも高率である。

また、「施設入所支援」からの「一般・老人病院」（7.1%）への移行と「老人福祉・保健施設」（6.7%）への移行を合わせると13.8%と、高齢化が進んでいることがわかる。

退所後の活動の場（表44）は、全体では生活介護が最も多く21.3%、次いで就労継続支援B型（12.4%）、一般就労（12.3%）の順となっている。

一般就労への移行の内訳をみると、事業の特性からか就労移行支援が44.9%と最も高率で、次いで就労継続支援A型（24.3%）、自立訓練（22.5%）となっている。

障害児入所施設からの移行についても全体の傾向と同様に「生活介護」は38.3%ともっとも多いが、次いで特別支援学校（高等部含む）が11.3%、一般就労が10.7%と、障害福祉サービスへの移行だけでなく、進学や就職をしている様子がみてとれる。

児童発達支援センターではその特性から「特別支援学校」（32.1%）、「小中学校」（29.4%）、「保育所・幼稚園」（24.9%）となっている。

表43 退所後の状況 ー生活の場ー

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	28.7	99.0	75.1		21.3	37.5	72.9	47.1	57.2	41.0	9.0	50.4
2. アパート等 (主に単身)	0.7		0.2		0.7	7.1	4.3	1.4	4.9	2.9	0.3	2.1
3. グループホーム・生活寮等	21.7		7.4		14.8	30.6	17.1	24.3	19.4	17.7	20.6	14.8
4. 社員寮・住み込み等	0.3		0.1		0.1	0.3				0.1		0.1
5. 職業能力開発 校寄宿舎	0.5		0.2			0.2			0.1	0.0		0.1
6. 特別支援学校 寄宿舎	0.3		0.1								0.1	0.0
7. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	5.6	0.3	2.1		0.4		0.1		0.1	0.3	0.1	0.8
8. 児童養護施設	0.5	0.1	0.2		0.0					0.0		0.1
9. 知的障害者福 祉ホーム	0.8		0.3		0.2		0.3			0.2	0.3	0.2
10. 救護施設					0.2				0.1	0.1	0.2	0.1
11. 老人福祉・ 保健施設					5.7	0.5	0.1	1.4	0.6	3.0	6.7	2.2
12. 一般病院・ 老人病院	0.2	0.1	0.1		5.7	0.6			1.3	3.1	7.1	2.3
13. 精神科病院	0.8		0.3		3.8	0.8	0.3		1.8	2.4	4.5	1.8
14. 施設入所支援	32.3		11.0		22.3	16.3	1.7		6.0	14.0	19.7	13.1
15. 自立訓練 (宿泊型)	2.5		0.9		0.3	0.6	1.0		0.8	0.6	0.7	0.7
16. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.5		0.2		0.0		0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
17. その他・不明	1.9		0.7		1.5	1.7	1.1	2.9	1.0	1.3	1.0	1.1
18. 死亡退所	2.4	0.2	1.0		23.1	3.2	0.2	1.4	3.2	12.4	29.7	9.2
不明		0.4	0.2			0.8	1.0	21.4	3.4	1.2		0.9
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表44 退所後の状況 —活動の場等—

(%)

退所後の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	2.9	5.1	4.3		5.0	6.8	5.5	10.0	14.7	7.3	2.8	6.5
2. 一般就労	10.7	0.1	3.7		1.3	22.5	44.9	24.3	16.8	15.6	3.2	12.3
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	2.9		1.0		1.3	1.1	0.1		2.5	1.3	1.2	1.2
4. 職業能力開発校	0.8		0.3		0.0	0.3	0.1		0.3	0.1		0.2
5. 特別支援学校 (高等部含む)	11.3	32.1	25.0		0.2		0.7		0.5	0.4		7.2
6. 小中学校	4.0	29.4	20.8									5.8
7. その他の学校	0.6	1.1	0.9		0.0	0.2	0.1		0.1	0.1		0.3
8. 保育所・幼稚園	0.4	24.9	16.5									4.6
9. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	2.1	0.2	0.8		0.6				0.1	0.3	0.2	0.5
10. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	0.2	5.8	3.9									1.1
11. 児童養護施設	0.3	0.1	0.1									0.0
12. 救護施設					0.1				0.1	0.1	0.2	0.1
13. 老人福祉・ 保健施設	0.1		0.0		6.1	0.6		5.7	1.2	3.3	6.3	2.4
14. 一般病院・ 老人病院(入院)	0.3	0.1	0.1		5.7	0.8	0.1		1.2	3.1	7.1	2.3
15. 精神科病院 (入院)	0.6		0.2		3.4	0.8	0.5	1.4	2.1	2.3	3.8	1.7
16. 療養介護	0.7		0.2		1.0				0.1	0.5	1.1	0.4
17. 生活介護	38.3		13.0		40.0	16.0	1.8	4.3	14.7	24.5	32.0	21.3
18. 自立訓練	1.7		0.6		1.1	3.5	1.1	2.9	1.4	1.4	0.8	1.2
19. 就労移行支援	3.3	0.2	1.2		0.7	12.9	2.2	5.7	6.9	3.4	0.9	2.8
20. 就労継続支援 A型	1.9		0.7		0.7	4.8	8.6	11.4	6.2	3.9	1.2	3.0
21. 就労継続支援 B型	8.9	0.1	3.1		5.6	23.0	30.9	21.4	22.5	16.0	6.1	12.4
22. 地域活動支援 センター等	0.1		0.0		0.6	0.5	0.7		1.7	0.8	0.2	0.6
23. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.5		0.2		0.0		0.1		0.1	0.1	0.0	0.1
24. その他・不明	1.7	0.7	1.0		2.5	3.3	2.4	11.4	3.5	2.8	2.2	2.3
25. 死亡退所	1.4	0.3	0.7		21.7	3.0	0.2	1.4	3.4	11.7	27.4	8.7
不明	4.2		1.4		2.2					1.1	3.3	1.2
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

16. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、1,176人（前年1,394人）であった。就職率は全体で0.85%（前年1.07%）と、就職者数、就職率ともに前年の数値を下回った。

表45 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	58	17	9	510	15	182	791
	女	22	9	18	243	4	82	378
	不明	0	0	0	2	0	5	7
	計	80	26	27	755	19	269	1,176
	就職率（%）	2.15	0.03	1.48	18.91	1.83	1.01	0.85
平均年齢	男	18.4	35.2	39.0	27.7	37.5	31.3	28.9
	女	18.4	27.4	30.3	28.7	37.5	30.0	28.5
程度（人）	最重度	0	0	0	5	0	1	6
	重度	0	3	0	15	0	22	40
	中度	7	6	6	228	6	84	337
	軽度	70	17	15	404	10	133	649
	知的障害なし	1	0	6	95	3	19	124
	不明	2	0	0	8	0	10	20
年金（人）	有：1級	0	0	2	16	0	11	29
	有：2級	3	20	14	424	12	182	655
	有：その他	4	0	0	9	0	3	16
	無	69	4	8	279	2	57	419
	不明	2	0	0	8	0	9	19
平均月額給与（円）		94,881	70,637	61,493	89,715	103,465	79,928	86,158
生活の場（人）	家庭	18	6	14	544	13	176	771
	アパート等	3	2	0	31	3	12	51
	グループホーム・生活寮等	44	13	4	130	3	71	265
	社員寮等	2	0	0	5	0	0	7
	自立訓練（宿泊型）	6	0	9	10	0	1	26
	福祉ホーム	2	2	0	2	0	0	6
	その他	2	2	0	2	0	0	6
	不明	0	0	0	2	0	1	3

※就職率 = 就職者数 / (現員 (15歳以上) + 就職者数) × 100

図5 就職率(対1,000人比)

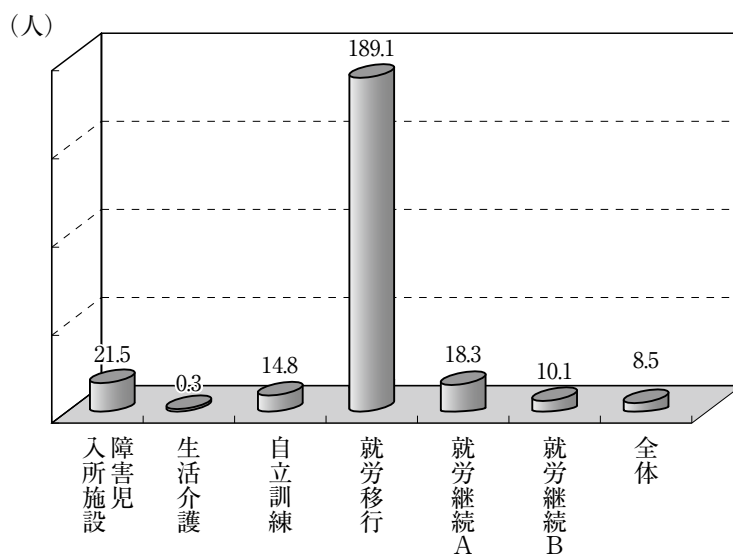


図6 就職者の程度別構成

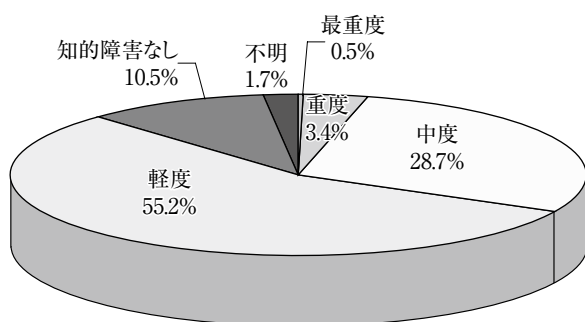
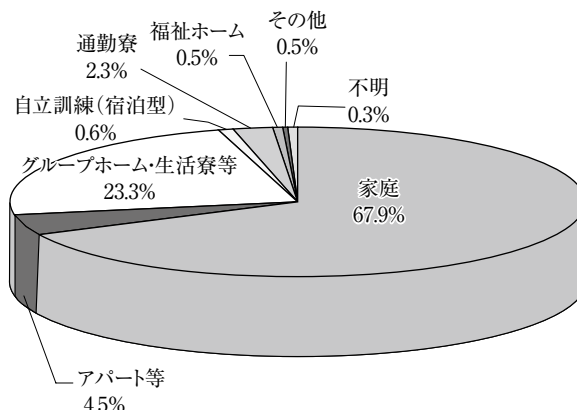


図7 就労者の生活の場



就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか、「就労移行支援」が18.91%（前年19.86%）と突出しており、次いで「障害児入所施設」2.15%（前年1.90%）、「就労継続支援A型」1.83%（前年4.28%）、「自立訓練」1.48%（前年1.14%）、「就労継続支援B型」1.01%（前年1.22%）、「生活介護」0.03%（前年0.03%）の順であった。就労者の平均年齢は、全体で男28.9歳、女28.5歳であり、事業種別でみると、「障害児入所施設」が最も低く（男18.4歳、女18.4歳）、高いのは「就労継続支援A型」（男37.5歳、女37.5歳）であった。

障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた986人で83.8%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」合わせて684人（58.2%）となっている。

就職者の生活の場では、最も多いのが「家庭」の771人（65.6%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が265人（22.5%）となっている。

表46-1 就職の状況（産業分類別）—平成25年度—

(人)

業種	児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）					合計	割合 （%）
	障害者入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B		
01 農業	2	1	1	44	1	22	71	5.1
02 林業				3			3	0.2
B 漁業、水産養殖業								
C 鉱業、採石業、砂利採取業								
06 総合工事業						2	2	0.1
07, 08 職別工事業、設備工事業	1		1	2	1	2	7	0.5
09, 10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	9	4	3	79		46	141	10.1
11 繊維工業	1	1		1		2	5	0.4
12 木材・木製品製造業（家具除く）				5		1	6	0.4
13 家具・装備品製造業				3		1	4	0.3
14 パルプ・紙・紙加工品製造業				12		4	16	1.1
15 印刷・同関連業	2			5			7	0.5
16~18 化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	3	2		26	2	8	41	2.9
19, 20 ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1			1			2	0.1
21 窯業・土石製品製造業						1	1	0.1
22 鉄鋼業								
23 非鉄金属製造業								
24 金属製品製造業	1			5		2	8	0.6
25~27 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業								
28, 29 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				4		2	6	0.4
30 情報通信機械器具製造業								
31 輸送用機械器具製造業				13	1	2	16	1.1
32 その他の製造業			1	3			4	0.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業								
G 情報通信業				3			3	0.2
H 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	2		2	106	21	17	148	10.6
50~55 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1	2		14		10	27	1.9
56~61 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	16	3		103	1	19	142	10.2
J 金融業、保険業				1			1	0.1
K 不動産、物品賃貸業								
L 学術研究、専門・技術サービス業								
75 宿泊業	2	1		9	2	5	19	1.4
76~77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	5	5	2	62	1	18	93	6.7
78 洗濯・理容・美容・浴場業	1	2		35		13	51	3.7
79 その他の生活関連サービス業		3		1			4	0.3
80 娯楽業				5		3	8	0.6
O 教育・学習支援業	3	1		22	1	10	37	2.7
83 医療業	1	1	2	24	2	4	34	2.4
84 保健衛生				1			1	0.1
85 社会保険・社会福祉・介護事業	13	3	3	104	3	38	164	11.8
Q 郵便局、協同組合				1		1	2	0.1
88 廃棄物処理業	9	9	3	165	2	43	231	16.6
89, 90 自動車整備業、機械等修理業				3	1		4	0.3
91 職業紹介・労働者派遣業				1		1	2	0.1
92 その他の事業サービス業				27	1	6	34	2.4
93, 94 政治・経済・文化団体、宗教								
95 その他のサービス業								
96 外国公務								
S 国家公務、地方公務				12		3	15	1.1
不明	2	4		18		10	34	2.4
計	75	42	18	923	40	296	1,394	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表46-2 就職の状況（産業分類別）—平成26年度—

(人)

業種	児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合 （%）		
	障害者入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A			就労継続B	
01	農業	1		3	22	1	2	29	2.5
02	林業								
B	漁業、水産養殖業	1						1	0.1
C	鉱業、採石業、砂利採取業								
06	総合工事業	2			9		4	15	1.3
07, 08	職別工事業、設備工事業	3				1	3	7	0.6
09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	5	3	3	56	1	23	91	7.7
11	繊維工業				2		1	3	0.3
12	木材・木製品製造業（家具除く）		2		6	1	3	12	1.0
13	家具・装備品製造業					1	1	2	0.2
14	パルプ・紙・紙加工品製造業				13		5	18	1.5
15	印刷・同関連業				4			4	0.3
16~18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	12	2		63		20	97	8.2
19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				6			6	0.5
21	窯業・土石製品製造業						2	2	0.2
22	鉄鋼業		1					1	0.1
23	非鉄金属製造業				1		1	2	0.2
24	金属製品製造業				6		1	7	0.6
25~27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				6			6	0.5
28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業				9		1	10	0.9
30	情報通信機械器具製造業								
31	輸送用機械器具製造業	1			3		3	7	0.6
32	その他の製造業				4			4	0.3
F	電気・ガス・熱供給・水道業								
G	情報通信業		1		5			6	0.5
H	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	2			41		9	52	4.4
50~55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1		1	10		1	13	1.1
56~61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他的小売業、無店舗小売業	17	3	1	96	1	37	155	13.2
J	金融業、保険業	1		1	3		2	7	0.6
K	不動産、物品賃貸業				7		3	10	0.9
L	学術研究、専門・技術サービス業				1			1	0.1
75	宿泊業	3			10		7	20	1.7
76~77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	9	4	3	57	2	18	93	7.9
78	洗濯・理容・美容・浴場業		1		17	3	11	32	2.7
79	その他の生活関連サービス業			1	3		2	6	0.5
80	娯楽業		1		4		2	7	0.6
O	教育・学習支援業			2	18		6	26	2.2
83	医療業	2		1	28	3	6	40	3.4
84	保健衛生				1			1	0.1
85	社会保険・社会福祉・介護事業	16	6	10	132	1	48	213	18.1
Q	郵便局、協同組合				6	1	2	9	0.8
88	廃棄物処理業	5			51		26	82	7.0
89, 90	自動車整備業、機械等修理業				5		1	6	0.5
91	職業紹介・労働者派遣業				3			3	0.3
92	その他の事業サービス業						1	1	0.1
93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
95	その他のサービス業								
96	外国公務								
S	国家公務、地方公務	1			16	1	6	24	2.0
	不明			1	31	2	11	45	3.8
	計	82	24	27	755	19	269	1,176	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

17. 介護保険サービスへの移行状況

表47は、この1年間（平成25年10月1日～平成26年9月30日）に介護保険サービスに移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は全体で262人であった。これは40歳以上の介護保険サービス利用対象年齢層75,424人の0.35%にあたる（表23より算出）。年齢階層別にみると、総合支援法第7条に謳われている「介護保険法の保険給付優先」とされる「65～69歳」の階層が118人（45.0%）と最も多く、次いで「70～74歳」46人（17.6%）、「75～79歳」28人（10.7%）、「80歳～」16人（0.8%）と高齢に比例して人数は減少している。一方、介護保険サービス利用年齢にあたる40歳から64歳までの人数は52人（19.8%）と全体の2割に及んでいるのは、一説で知的障害のある人の加齢化は早いということの現れかもしれない。

表47 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障害者総合支援法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		2 0.9				2 7.7	4 1.5
45～49歳		3 1.3					3 1.1
50～54歳		8 3.5					8 3.1
55～59歳		8 3.5				2 7.7	10 3.8
60～64歳		25 10.9	1 33.3			1 3.8	27 10.3
65～69歳		100 43.7			4 100	14 53.8	118 45.0
70～74歳		40 17.5				6 23.1	46 17.6
75～79歳		25 10.9	2 66.7			1 3.8	28 10.7
80歳～		16 7.0					16 6.1
無回答		2 0.9					2 0.8
計		229 100	3 100		4 100	26 100	262 100

表48・表49は、この1年間に介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度と障害支援区分を表したものである。知的障害の程度では、「重度」（92人・35.1%）の割合が最も高く、最重度（60人・22.9%）と合わせると約6割（58.0%）であった。一方、障害支援区分では、区分6が86人（32.8%）、次いで区分4、区分5、区分3と続きいずれも10%台となっていた。ここで注目すべきは、介護保険サービスへ移行・開始した利用者の障害程度や支援区分との相関ではなく、やはり年齢階層であろう。知的障害の程度及び支援区分に関係無く、どの階層でも「65～69歳」が最も多く移行・併給を開始していることがわかる。このことから、前述した総合支援法第7条の「介護保険法の保険給付優先」が少なからず作用していることがわかる。

表48 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの知的障害の程度

(人・下段は%)

程度 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度		3 100	3 37.5	4 40.0	9 33.3	19 16.1	12 26.1	7 25.0	2 12.5	1 50.0	60 22.9
重度			2 25.0	3 30.0	9 33.3	41 34.7	18 39.1	10 35.7	8 50.0	1 50.0	92 35.1
中度				2 20.0	4 14.8	29 24.6	10 21.7	8 28.6	4 25.0		57 21.8
軽度	1 25.0		1 12.5	1 10.0	4 14.8	13 11.0	2 4.3	3 10.7	2 12.5		27 10.3
知的障害なし	2 50.0		2 25.0		1 3.7	14 11.9	2 4.3				21 8.0
無回答	1 25.0					2 1.7	2 4.3				5 1.9
計	4 100	3 100	8 100	10 100	27 100	118 100	46 100	28 100	16 100	2 100	262 100

表49 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始したものの障害支援区分

(人・下段は%)

区分 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1						5 4.2	1 2.2				6 2.3
区分2				1 10.0	3 11.1	17 14.4	6 13.0		1 6.3		28 10.7
区分3				2 20.0	4 14.8	18 15.3	5 10.9	5 17.9	5 31.3		39 14.9
区分4	2 50.0		1 12.5	1 10.0	4 14.8	24 20.3	9 19.6	3 10.7	3 18.8		47 17.9
区分5		1 33.3	3 37.5		3 11.1	20 16.9	6 13.0	10 35.7	1 6.3		44 16.8
区分6		2 66.7	4 50.0	6 60.0	12 44.4	30 25.4	15 32.6	10 35.7	6 37.5	1 50.0	86 32.8
無回答	2 50.0				1 3.7	4 3.4	4 8.7			1 50.0	12 4.6
計	4 100	3 100	8 100	10 100	27 100	118 100	46 100	28 100	16 100	2 100	262 100

表50は介護保険サービス利用開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。介護保険サービスの利用を開始した262人の開始前の生活の場は、多い順に「施設入所支援」127人(48.5%)、「家庭」58人(22.1%)、「グループホーム・生活寮等」43人(16.4%)、アパート等21人(8.0%)、「福祉ホーム」3人、「社員寮」1人、「自立訓練(宿泊型)」1人、「その他・不明」6人であった。介護保険サービス開始後の生活の場は、多い順に1位「特別養護老人ホーム」87人(33.2%)、2位「家庭」49人(18.7%)、3位「介護老人保健施設」36人(13.7%)、4位「障害者グループホーム」26人(9.9%)、「その他」21人(8%)、6位「認知症対応グループホーム」14人(5.3%)、7位「アパート」13人(5.0%)、

8位「介護療養型医療施設」11人（4.2%）と続いた。しかし、家庭やアパート、障害者グループホーム等で介護保険サービスを利用開始したが生活の場が変わらなかった人を除けば、利用開始後の移動先としては圧倒的に特別養護老人ホームであり、次いで介護老人保健施設、療養型医療施設と続いている。

ここで住居形態毎に傾向をみてみると、家庭にいた58人のうち介護老人保健施設（7人）、特別養護老人ホーム（3人）、障害者グループホーム（2人）に12人が移動していた。次にアパート等にいた21人のうち特別養護老人ホーム、介護老人保健施設にそれぞれ1人ずつ移動していた。障害者のグループホーム・生活寮等にいた43人のうち約半数の22人は居住形態を継続し、他は認知症対応グループホームに7人、特別養護老人ホームに7人、介護老人保健施設に3人、その他に2人移動し、アパートと家庭には1人ずつとなっていた。当該設問で介護保険サービスを利用することによって生活の場が変わったのは、施設入所支援が最も多かったわけだが、その127人の移動先としては1位が特別養護老人ホーム72人（56.7%）、2位が介護老人保健施設25人（19.7%）、3位が療養型医療施設11人（8.7%）となっていた。

表50 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始する前と、した後の生活の場 （人・下段は%）

移行後 移行前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	46 93.9		2 7.7		3 3.4	7 19.4				58 22.1
アパート等 (主に単身)		12 92.3			1 1.1	1 2.8		7 33.3		21 8.0
グループホーム・生活寮等	1 2.0	1 7.7	22 84.6	7 50.0	7 8.0	3 8.3		2 9.5		43 16.4
社員寮・ 住み込み等				1 7.1						1 0.4
知的障害者 福祉ホーム					3 3.4					3 1.1
施設入所支援	1 2.0		2 7.7	5 35.7	72 82.8	25 69.4	11 100	9 42.9	2 40.0	127 48.5
自立訓練 (宿泊型)					1 1.1					1 0.4
その他・不明				1 7.1				3 14.3	2 40.0	6 2.3
無回答	1 2.0								1 20.0	2 0.8
計	49 18.7	13 5.0	26 9.9	14 5.3	87 33.2	36 13.7	11 4.2	21 8.0	5 1.9	262 100

表51は、この1年間に介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分について示したものである。「要介護3」（21.8%）の割合が高かったが、障害支援区分においては表49のとおり、「区分6」の割合が32.8%と最も高かったのに対し、「要介護5」は13.4%にとどまっており、一見すると障害支援区分の方が支援度（介護度）が高く出ているように思われる。全体の分布を見るとかなりバラツキがあり、現行の介護認定では知的障害の必要とされる支援度（介護度）が拾われていない印象を受ける。

表51 介護保険サービスを新規に移行又は併給を開始するものの介護認定区分別，障害支援区分 (人・下段は%)

介護認定区分	障害支援区分						無回答	計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
要支援1		6 21.4	4 10.3	4 8.5	1 2.3		2 16.7	17 6.5
要支援2	1 16.7	4 14.3	2 5.1	3 6.4		1 1.2	1 8.3	12 4.6
要介護1	2 33.3	2 7.1	9 23.1	8 17.0	3 6.8	1 1.2	1 8.3	26 9.9
要介護2		6 21.4	12 30.8	7 14.9	6 13.6	1 1.2		32 12.2
要介護3		2 7.1	6 15.4	10 21.3	16 36.4	23 26.7		57 21.8
要介護4	1 16.7		2 5.1	5 10.6	6 13.6	17 19.8	2 16.7	33 12.6
要介護5			1 2.6	4 8.5	6 13.6	24 27.9		35 13.4
不明・無回答	2 33.3	8 28.6	3 7.7	6 12.8	6 13.6	19 22.1	6 50.0	50 19.1
計	6 100	28 100	39 100	47 100	44 100	86 100	12 100	262 100

表52は、表50以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を整理したものである。この設問は複数回答可のため延べ人数であり、全体で285人となっている。「不明・無回答」を除くと137人のうち、1位「デイサービス・デイケア」77人(56.2%)、2位「短期入所」22人(16.1%)、3位「訪問介護・居宅介護」16人(11.7%)となっていた。

表52 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表50以外の介護保険サービス ※重複計上(人・下段は%)

介護保険サービス	年齢									無回答	計
	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~		
デイサービス・デイケア	4 66.7	2 66.7	3 30.0	1 10.0	3 10.0	44 33.6	16 32.7	4 14.3			77 27.0
訪問・居宅介護 (ホームヘルプサービス)	2 33.3		1 10.0	1 10.0		12 9.2					16 5.6
短期入所 (ショートステイ)					5 16.7	12 9.2	4 8.2	1 3.6			22 7.7
訪問看護			2 20.0		1 3.3	3 2.3	1 2.0				7 2.5
その他		1 33.3		1 10.0	2 6.7	5 3.8	4 8.2		1 6.3	1 50.0	15 5.3
不明・無回答			4 40.0	7 70.0	19 63.3	55 42.0	24 49.0	23 82.1	15 94	1 50.0	148 51.9
計	6 100	3 100	10 100	10 100	30 100	131 100	49 100	28 100	16 100	2 100	285 100

表53は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。有効回答数258のうち、1位は「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」90人（34.9%）であった。次いで「市町村行政から65歳になったので移行指示があった」44人（17.1%）、「家族の希望」34人（13.2%）、「本人の希望」21人（8.1%）となっていた。利用者の加齢化により十分な介護体制（支援）がとれないため障害福祉事業所から働きかけた人は3割強、加齢化により障害福祉サービスより介護保険サービスを家族や本人が自ら選択した人は2割強、65歳になった利用者への市町村行政からの移行指示が理由だった人は2割にも満たなかったということになる。

表53 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

(人・下段は%)

理由	年齢										計
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった				1	2	35	5	1			44
				10.0	7.4	29.9	10.9	3.7			17.1
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた		2	2	1	7	34	24	13	7		90
		66.7	28.6	10.0	25.9	29.1	52.2	48.1	43.8		34.9
3. 本人の希望により	1		1		2	9	3	3	2		21
	25.0		14.3		7.4	7.7	6.5	11.1	12.5		8.1
4. 家族の希望により	1		2	3	4	11	6	5	2		34
	25.0		28.6	30.0	14.8	9.4	13.0	18.5	12.5		13.2
5. その他	1	1	2	2	6	8	2	3	1		26
	25.0	33.3	28.6	20.0	22.2	6.8	4.3	11.1	6.3		10.1
6. 不明・無回答	1			3	6	20	6	2	4	1	43
	25.0			30.0	22.2	17.1	13.0	7.4	25.0	100	16.7
計	4	3	7	10	27	117	46	27	16	1	258
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※上記に計上はしていないが、「50～54歳」と「65～69歳」で2. 4を選択が2人、「75～79歳」で3. 4を選択が1人、「年齢無回答」で2. 3. 4を選択が1人いた

18. 死亡の状況

表54は、死亡時の年齢別及び程度別の構成を示している。1年間の死亡者数は960人（前年596人）であった。程度別では、前年と同様に「重度」の割合（39.3%）が高く、「最重度」を合わせると、全体の77.1%となっている。

表54 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

（人・下段は%）

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度	2	5	33	40	74	60	57	42	26	11	13		363
	28.6	71.4	55.9	53.3	46.0	34.5	36.5	35.9	30.6	18.6	22.4		37.8
重度	3	1	15	17	54	73	65	52	29	35	33		377
	42.9	14.3	25.4	22.7	33.5	42.0	41.7	44.4	34.1	59.3	56.9		39.3
中度	1		6	13	15	21	17	18	19	12	8		130
	14.3		10.2	17.3	9.3	12.1	10.9	15.4	22.4	20.3	13.8		13.5
軽度		1	3	2	11	8	6	3	8	1	3		46
		14.3	5.1	2.7	6.8	4.6	3.8	2.6	9.4	1.7	5.2		4.8
知的障害なし	1		1	3	5	8	7		3			1	29
	14.3		1.7	4.0	3.1	4.6	4.5		3.5			50.0	3.0
不明			1		2	4	4	2			1	1	15
			1.7		1.2	2.3	2.6	1.7			1.7	50.0	1.6
計	7	7	59	75	161	174	156	117	85	59	58	2	960
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表55は、年齢階層別の死亡率を対1,000人比で示しており、前年と同様に、年齢が高くなるに従って、増加する傾向がみられた。最も高率となっている「80歳以上」は、55.9人（対1,000人比）であった。

表55 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

（人）

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	1.5	0.8	2.3	2.6	5.0	8.5	15.8	17.7	22.0	31.7	55.9	6.7

図8 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

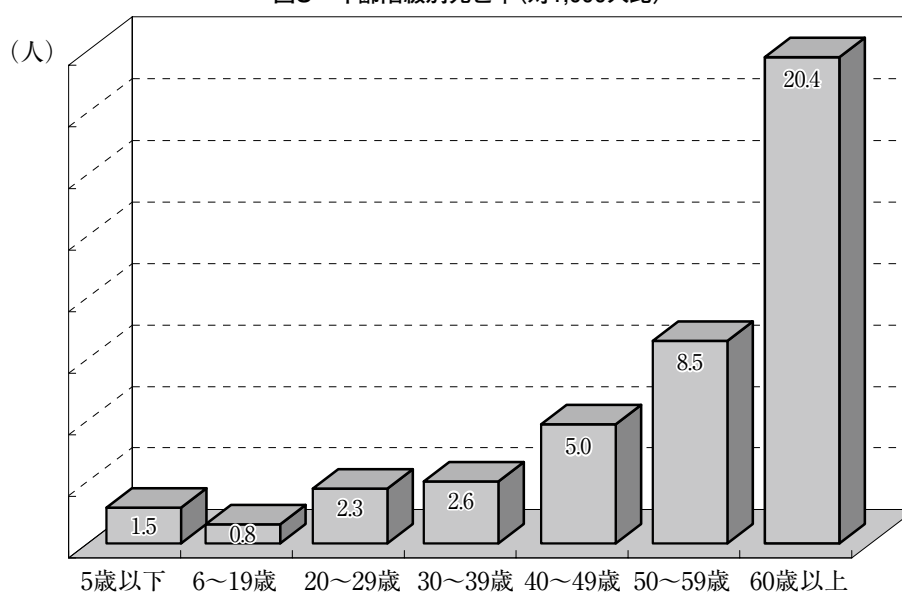


表56 死亡場所

(%)

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	13.6	75.9	8.3	1.9	0.2	100

表56は、死亡場所を示しており、前年と同様に、「病院」(75.9%)の割合が最も高かった。

表57は、死亡時の年齢階層別及び死因別の構成を示しており、どの年齢階層においても、死因は「病気」の割合が高くなっているが、「事故」に着目してみると、60歳以上では3.1%であるのに対し、60歳未満では10.1%と高率になっている。

表57 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計(1)	割合(%)
病気	6	4	49	61	134	157	411	85.1
事故	0	2	6	6	20	15	49	10.1
その他	1	1	4	8	7	2	23	4.8
合計	7	7	59	75	161	174	483	100
割合(%)	1.4	1.4	12.2	15.5	33.3	36.0	100	

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	不明	小計(2)	合計	割合(%)
病気	146	109	81	56	54	2	448	859	93.9
事故	6	6	2	0	1	0	15	64	3.1
その他	4	2	2	3	3	0	14	37	2.9
合計	156	117	85	59	58	2	477	960	100
割合(%)	32.7	24.5	17.8	12.4	12.2	0.4	100	100	

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(平成26年10月1日現在)

《留意事項》

1. 本調査は1事業所につき1調査としています。

当該事業所全体の状況について、**事業所単位** でご作成ください。

①日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。
「I 施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。
(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)

②日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。

例1: 日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)

③日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。

例2: 日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(日中活動+施設入所支援として1部)

例3: 日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(日中活動+施設入所支援として1部)

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成26年10月1日現在でご回答ください。

3. 本調査の結果は、統計的に処理するためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

I 施設・事業所概要

※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分をご記入ください。)

施設・事業所の名称		電話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業所の種類	<p>【施設・事業所の種類】</p> <p>○1.障害児入所施設(福祉型・医療型)</p> <p>○2.児童発達支援センター</p> <p>○3.日中活動</p> <p>○4.日中活動+施設入所支援</p> <p>【日中活動の内訳】</p> <p>※実施する日中活動のすべての口にし点を記入してください</p> <p><input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練・機能訓練)</p> <p><input type="checkbox"/> 自立訓練(宿泊型) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型</p> <p><input type="checkbox"/> 就労継続支援B型</p>		

定員	(日中)	人	現員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		西暦 年 月
利用率(平成26年7~9月までの3ヶ月間) ※少数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと			(日中)	%	※利用率=3ヶ月の延べ利用者数÷定員÷3ヶ月の開所日数×100		
			(夜間)	%	※3ヶ月間に定員が変わった場合、変わった月から3ヶ月間で回答のこと 例)8月に変わった場合、8~10月の3ヶ月間		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々ご記入ください。

※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者数(短期入所事業等は除く)をご記入ください。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数をご記入ください。

II 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所(障害児入所施設・施設入所支援を実施する事業所は除く)のみご記入ください。

平成25年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間:送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

施設コード	
-------	--

2. 職員の数と構成

- ※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上してください。
 ※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、
 『②常勤兼務』には法人内では常勤であっても、他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、
 『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数をご記入ください。
 ※『換算数』は常勤に換算し小数点第 2 位を四捨五入してください。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

職種名	配置義務員数	①常勤専従 (換算数不要)	②常勤兼務	③非常勤		
				常勤兼務 の換算数	非常勤の 換算数	
①施設長・管理者	人					
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者						
直接支援 職員		③保育士				
		④生活支援員・児童指導員				
		⑤職業指導員・就労支援員				
		⑥看護師（准看護師を含む）・保健師				
		⑦その他 (O.T(作業療法士)、S.T (言語聴覚士)、P.T(理学 療法士)、心理担当職員等)				
⑧医師						
⑨管理栄養士						
⑩栄養士						
⑪調理員						
⑫送迎運転手						
⑬事務員						
⑭その他職種（ ）						
合計		人	人	人	人	

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

- ※すべての職員についてご記入ください。※計の数字はそれぞれ合わせてください。
 ※『正規』には雇用期間の定めのない常勤の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数をご記入ください。
 例) 雇用の契約更新等ある方は『非正規』に計上してください。

[1]年齢と性別	年齢区分		20歳未満	20代	30代	40代	50代	65歳未満	65歳以上	計	
	男	正規									
		非正規									
女	正規										
	非正規										
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	人	★ 人	
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人	

[2]同一法人内での勤務年数	勤務年数		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計	
	男	正規								
		非正規								
	女	正規								
		非正規								
計	正規	人	人	人	人	人	人	人	★ 人	
	非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆ 人	

4. 職員の勤務状況

- ※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみご記入ください。

夜間の勤務形態	<input type="checkbox"/> ①夜勤体制のみ	夜間（1日）職員_____人
	<input type="checkbox"/> ②夜勤体制と宿直体制併用	夜間（1日）職員_____人（夜勤____人、宿直____人）

5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物についてご記入ください。

老朽化等による建替えの必要性	<input type="checkbox"/> ①ある → 築 [] 年	<input type="checkbox"/> ②ない
----------------	---	------------------------------

6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援のみご記入ください。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況をご記入ください。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	室	室	室	室	室	

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※平成26年10月1日～10月31日の状況でご記入ください。

各種加算・減算の状況 (該当のすべてを選択のこと)	共通	<input type="checkbox"/> ①福祉・介護職員処遇改善加算
		<input type="checkbox"/> ②福祉・介護職員処遇改善特別加算
		<input type="checkbox"/> ③福祉専門職員配置等加算Ⅰ
		<input type="checkbox"/> ④福祉専門職員配置等加算Ⅱ
	入所系	<input type="checkbox"/> ⑤夜勤職員配置体制加算
		<input type="checkbox"/> ⑥重度障害者支援加算
	生活介護	<input type="checkbox"/> ⑦人員配置体制加算(職員数 対 利用者数) = (1 対)
	通所系	<input type="checkbox"/> ⑧食事提供体制加算
		<input type="checkbox"/> ⑨送迎加算 → () 人 (うち重度加算対象の方) 人
		<input type="checkbox"/> ⑩延長支援加算
		<input type="checkbox"/> ⑪開所時間減算

Ⅳ 事業所の取り組み

虐待防止への対応

[1] 虐待防止に関する責任者	<input type="checkbox"/> ①設置している <input type="checkbox"/> ②設置していない
[2] 組織(虐待防止委員会等)	<input type="checkbox"/> ①設置している → 委員会組織への第三者の参画 → <input type="checkbox"/> ①参画している <input type="checkbox"/> ②参画していない <input type="checkbox"/> ②設置していない
[3] 虐待防止マニュアル等の作成	<input type="checkbox"/> ①作成している → <input type="checkbox"/> 周知・活用している <input type="checkbox"/> 周知・活用していない <input type="checkbox"/> ②作成していない

Ⅴ 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得(資格取得の促進を含む)・処遇の状況

[1] 職員の資格取得状況 (重複計上可)	保有資格		保有資格		人数	
	①介護福祉士	人	⑤知的障害援助専門員	人	②社会福祉士	人
③精神保健福祉士	人	⑦介護職員初任者研修修了(旧:ヘルパー1級、2級)	人	④保育士	人	
④保育士	人	⑧その他()	人			
[2] 取得を促進している資格 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①介護福祉士	<input type="checkbox"/> ②社会福祉士	<input type="checkbox"/> ③精神保健福祉士	<input type="checkbox"/> ④保育士		
	<input type="checkbox"/> ⑤知的障害援助専門員	<input type="checkbox"/> ⑥知的障害福祉士	<input type="checkbox"/> ⑦介護職員初任者研修修了	<input type="checkbox"/> ⑧その他()		
[3] 資格取得への支援・ 処遇の内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ①受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → <input type="checkbox"/> ①全額補助 <input type="checkbox"/> ②一部補助 <input type="checkbox"/> ③その他()					
	<input type="checkbox"/> ②給与への反映(具体的内容:)					
	<input type="checkbox"/> ③昇進等処遇への反映(具体的内容:)					
	<input type="checkbox"/> ④その他()					

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(平成26年10月1日現在)

《留意事項》

記入責任者 氏 名	職 名
--------------	-----

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過的施設入所支援」、「経過的生活介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。

例1：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過的施設入所支援、経過的生活介護を実施
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）

②日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例2：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施
→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

③日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例3：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成
（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例4：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成
（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

④従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成26年10月1日現在でご回答ください。

3. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	O1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） O2. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型

[1] 定 員	人	開設年月	西曆	年	月	移行年月	西曆	年	月
---------	---	------	----	---	---	------	----	---	---

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

<p>[2] 現在員 (1), (2), (4) の男女別人員計 は一致すること</p>	(1) 契約・措置利用者数 (合計)						①男 ★	人	②女 ☆	人	計 ●	人								
	(2) 年齢別在籍者数																			
	年齢	① 2歳 以下	② 3～ 5歳	③ 6～ 11歳	④ 12～ 14歳	⑤ 15～ 17歳	⑥ 18～ 19歳	⑦ 20～ 29歳	⑧ 30～ 39歳	⑨ 40～ 49歳	⑩ 50～ 59歳	⑪ 60～ 64歳	⑫ 65～ 69歳	⑬ 70～ 74歳	⑭ 75～ 79歳	⑮ 80歳 以上	計			
	1.男																★			
	2.女																☆			
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人			
	(3) 平均年齢						歳	※小数点第2位を四捨五入すること												
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数														※現事業における利用・在籍年数で計上のこと					
															※「施設入所支援」、「障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと					
	在籍年数	① 0.5年 未満	② 0.5～1年 未満	③ 1～2年 未満	④ 2～3年 未満	⑤ 3～5年 未満	⑥ 5～10年 未満	⑦ 10～15 年未満	⑧ 15～20 年未満	⑨ 20～30 年未満	⑩ 30～40 年未満	⑪ 40年 以上	計							
	1.男																★			
	2.女																☆			
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
	[3] 障害支援区分別在籍者数						非該当						区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計
	※「療養介護」、「生活介護」、「施設入所支援」のみ回答のこと												人	人	人	人	人	人	人	人
※[2]の人員計と一致すること												※「障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと								
[4] 療育手帳程度別在籍者数						最重度・重度			中軽度			不所持・不明			計					
※[2]の人員計と一致すること						人			人			人			● 人					
[5] 身体障害の状況		手帳 所持者 実数	手帳に 記載の 障害の 内訳 ※重複 計上可	①視覚		②聴覚		③平衡		④音声・言語又は 咀嚼機能		⑤肢体不自由		⑥内部障害						
※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと				○	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
[6] 身体障害者手帳程度別在籍者数			1級	2級	3級	4級	5級	6級	計											
※[5]の手帳所持者実数と一致すること			人	人	人	人	人	人	○	人										
[7] 精神障害の状況		区分		人数	区分		人数	※「5. その他」の欄に「精神遅滞」は計上しないこと												
※医師の診断名がついているもののみ記入すること		1. 自閉症スペクトラム (広汎性発達障害、自閉症など)		人	4. てんかん性精神病		人													
※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ記入のこと		2. 統合失調症		人	5. その他 (強迫性、心因反応、神経症様反応など)		人													
		3. 気分障害 (周期性精神病、うつ病性障害など)		人	計		人													
[8] 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況				△	人	[9] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数			1級	2級	3級	計								
※[7]によらず、精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を回答のこと							※[8]の手帳所持者実数と一致すること			人	人	人	△ 人							
[10] 「てんかん」の状況				人				[11] 認知症の状況				人								
※てんかんとして現在服薬中の人数								※医師により認知症と診断されている人数												

[12] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[12]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されているが、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[12]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[12]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[13] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）による ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 完腸（市販の物以外の座薬も含む）	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 摘便	人	
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人	
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	計	人	
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（ Condom・留置・膀胱ろう）	人			
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…抹消からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
[14] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・児童発達支援センターのみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと	人		※定期的に利用する日中活動サービスとは 療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする				
[15] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業所のみ回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人			
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人			
	3. グループホーム・生活寮等	人	7. その他	人			
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	● 人			
[16] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「施設入所支援」のみ回答のこと ※「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動	人					
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人					
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人					
	4. その他の日中活動の場等で活動	人					
計		● 人					

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[17]ーA 入所前（利用前）の状況				イ. 平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと							
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		13.精神科病院		1.家庭のみ		13.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		14.施設入所支援		2.一般就労		14.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		15.自立訓練(宿泊型)		3.福祉作業所・小規模作業所		15.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		16.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		17.その他・不明		5.特別支援学校(高等部含む)		17.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎				6.小中学校		18.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.その他の学校		19.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		20.就労継続支援 A 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		21.就労継続支援 B 型	
10.救護施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		22.地域活動支援センター等	
11.老人福祉・保健施設				11.児童養護施設		23.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.一般病院・老人病院				12.救護施設		24.その他・不明	
		計				計	

[17]ーB 退所後（契約・措置解除後）の状況				イ. 平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		14.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		15.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		16.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		17.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		18.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所		6.小中学校		19.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.その他の学校		20.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		21.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		22.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		23.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童養護施設		24.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.救護施設		小計	
13.精神科病院				13.老人福祉・保健施設		25.死亡退所	
		計				計	

[18] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること									
ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと									
ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、 <u>現事業(所)での利用(在所)期間</u> を記入のこと									
ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること									
ホ. [17]ーB、(2)活動の場、2一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表 1 より)	年金受給の有無 (別表 2 より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表 3 より)
例	20 歳	男	2年 7月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[19] 介護保険サービスへの移行状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外回答のこと
イ、平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行時 年 齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始した 別表 (5) 以外の介護保険サービス (別表 7 より) 複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表 8 より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[20] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外回答のこと
イ、平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の 1 年間に調査すること
ロ、退所後 6 ヶ月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[17] -B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年 齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮等	8. 不明
	5. 自立訓練（宿泊型）	6. 福祉ホーム	7. その他	3. グループホーム・生活寮等	
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等	6. 施設入所支援	
	4. 社員寮・住み込み等	5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援		
	7. 自立訓練（宿泊型）	8. その他・不明			
別表 5	1. 家庭	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）		
	4. グループホーム（認知症対応）	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設		
	7. 介護療養型医療施設	8. その他			
別表 6	1. 要支援 1	2. 要支援 2	3. 要介護 1		
	4. 要介護 2	5. 要介護 3	6. 要介護 4		
	7. 要介護 5				
別表 7	1. デイサービス・デイケア	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	5. その他		
	3. 短期入所（ショートステイ）	4. 訪問看護			
別表 8	1. 市町村等行政から 65 歳になったので移行指示があった。				
	2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた				
	3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	